

第一章 木曽山林学校の誕生と草創期

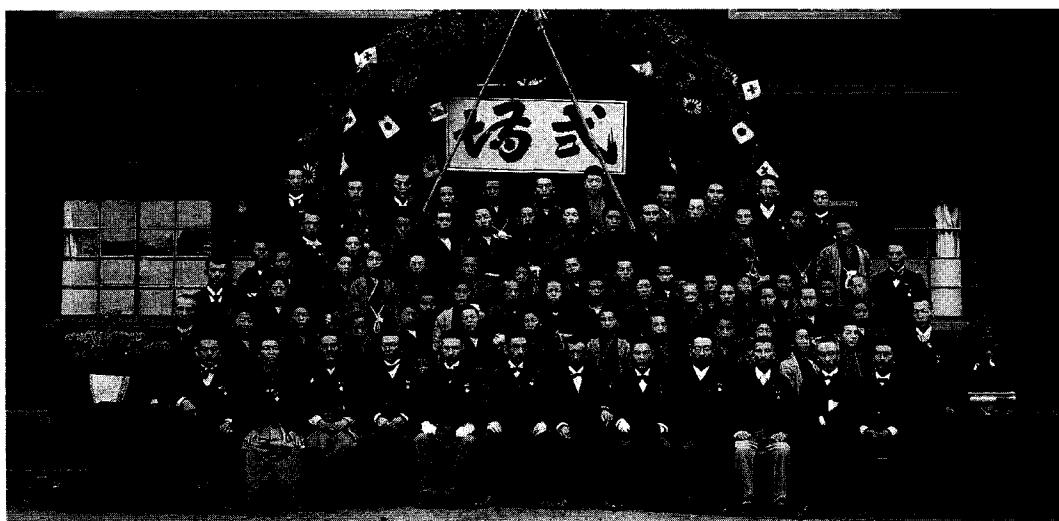
明治三十三年から同四十五年まで

風薰る五月十五日、木曽谷は新緑の美しい季節を迎えた。

その中で、渡辺秀之丞郡長はじめ郡関係者、松田力熊校長以下、学校教職員、新入学生徒六十七名によつて、開校式が盛大に挙行された。

ついに我らが母校「木曽山林学校」が、歩み始めたのである。時に一九〇一年（明治三四）、二〇世紀幕開けの年であった。

（写真）開校式



はじめに

明治維新前後の激動の木曾を描いた島崎藤村の名作『夜明け前』には、街道に生き、山に生きた人々の様子がよく描かれている。

しかし、江戸時代の主要幹線路であった中山道も、東海道本線が明治二三年に開通するなど、鉄道の発達により重要性・機能性を失い、木曽十一宿と呼ばれた宿場も次第に廃れていった。さらに山は、官民有林区分問題に続く御料林編入問題に揺れ、ついに人々は生活の糧ともいべき山から締め出されていった。このように経済的に極めて苦しい状況下、西筑摩郡（現、木曾郡）の人々は淨財を出し合い、改めて学校教育に希望を託した。

その学校こそ、われらが母校「西筑摩郡立甲種木曽山林学校」である。そして郡民の期待に応えた本校は、再び人々と山を結びつけたのである。

前蘇門会長の日野文平（38回）は、先輩の町村長から「明治一〇〇年の間に、郡行政の最大かつ最高の仕事が山林学校の設立であった」と教えられたという。本校設立は、まさに郡をあげての大事業であった。

山林学校設立を提唱した手塚長十教諭、ドイツ林学を本校に伝えた松田力熊初代校長らは、まだ三〇余歳の情熱あふれる青年教師である。彼らのもと郡内・県内はもとより全国から有為の若者がこの蘇門をくぐつた。ある者は学校まで一月かけて歩

いてやつてきた。ある者は県知事の激励を受けて来たといい、ある者は帰省するとまさに洋行帰りのような歓迎を受けたといふ。

林業を専門とする、わが国初の実業学校の開校は、新しい林業教育の夜明けを告げ、全国の人々が夢を託したといつても過言ではあるまい。

こうして開校した本校は、「林学は觀察の學問」を重視し、普通教科のみならず、特に実験・実習に力をおいた。大平山・裏山演習林をはじめ広大な御料林も教室と化した。さらに修学旅行の重視は、全国各地の山や森林までも觀察の場とした。

全国から集まつた若者は、寄宿舎で共同生活をし「柴扉を出づれば霜は雪の如くなれども、君は川流を汲み我は薪を拾ふ」を現出し、切磋琢磨して勉学に励んだ。

校内では校友会が組織され、開校記念行事や運動会、他各種行事に取組み、学園生活を豊かなものにしていった。特に『校友会報』発行は、師弟を結び付けるばかりでなく、卒業生全員に送られ、以後本校に学ぶもの、学んだ者の強いきずなにつた。さらに内容も大学の紀要を思わせる高度なもので、地域の林業を啓発するものとなつていった。

こうして木曾の山靈に育まれた英傑は、「山を愛す」の精神のもと全国各地で活躍し、「木曾山林」の名を高らしめた。

本章では草創期の様子を概観しながら、こうした本校教育の原点を見つめてみたい。

第一節 山林学校創設への胎動

全国平均は八一パーセントであった。

高等小学校については、本郡では、一郡一校制にして、明治二一年、福島村（現、木曾福島町）に西筑摩郡組合高等学校を設立し、長福寺を仮校舎として発足した。後、向城に校舎を新築して全郡の生徒を集めた。

1、初等教育開始と義務化

明治五年（一八七二）、明治政府は学制を頒布した。その中で最も力を入れたのは、尋常小学を開設して、すべての国民を就学させようとしたことである。教育権令といわれた、当時の筑摩県権令の永山盛輝のもと、西筑摩郡（現、木曾郡）でも速に各村々に小学校が開設された。

当初の尋常小学は、下等小学を四年間、上等小学を四年間と

したが、就学を促すため、明治十四年に改正し、更に十九年に

も制度的改正を行つた。特に十九年の改正は、尋常小学校（四年制）と高等小学校（四年制）をおき、前者を義務教育として法制化したことである。

3、尋常科六年、高等科二年の教育体制

明治三三年、再び小学校令が改正され、尋常・高等小学校の併置が可能になり、各町村に尋常高等小学校が誕生した。さらに四一年、小学校令が改正され、尋常小学校の義務教育が六年間に延長された。こうして以後、尋常高等小学校として、尋常科六年、高等科二年の教育体制が定着した。

このような学校制度の変遷の中で、本郡の西筑摩郡組合高等学校は、設立以来十二年でその幕を閉じた。しかし、郡内では、その廃校舎の扱いをめぐって議論がわき起り、当時の西筑摩郡会は、その結論に迫られていた。

2、就学率の向上と高等小学校の設立

各村々でも施設、設備の改善とともに、就学努力を積み重ねていった。こうして本郡では就学率も次第に上がり、明治三十三年には、男女とも九〇パーセントを越えた。ちなみにこの年の

2、学校教育の普及と実業学校令

1、国の実業教育振興と実業学校令

初等教育が普及する中、殖産興業を国是とする明治政府は、

明治二十年ころから、次のような法整備を始めて、実業教育の振興に乗り出していた。

乙種 三年以内

明治十六年 四月 「農学校通則」公布

二六年十一月 「実業補習学校規定」

二七年 六月 「実業教育費国庫補助法」成立

七月 「簡易農学校規定」

三十年 文部省内に実業教育局の新設

三二年 二月 「実業学校令」制定

「農業学校規定」公布

四月 「実業学校令」施行

「実業学校令」は、実業学校の目的は「工業農業商業等ノ実業ニ從事スル者ニ須要ナル教育ヲ為ス」と規定した。また山林

学校は蚕業学校等と共に農業学校とみなされた。そして「農業学校規定」により、さらに甲・乙の二種に分けられた。その違いは次の通りである。

こうした動きを受け、長野県下でも次々と実業学校が誕生していく。

2、県下に次々と実業学校が誕生

明治二十五年五月 郡立小県蚕業学校（現、上田東高校）開校

二八年五月 郡立上伊那簡易農学校（現、上伊那農業高校）開校

三一年八月 木沢鶴人、私立松本戊戌学会（現、松商学園高校）の設立準備を開始

三二年六月 市立長野商業学校（現、長野商業高校）開校

三、木曾郡における実業学校設置への動き

（入学資格）

甲種 十四歳以上、修業年限四年の高等小学校卒

乙種 十二歳以上、修業年限四年の尋常高等小学校卒
(修業年限)

甲種 三年、一年以内で延長が可能

長野県における中等教育をになつた中学校は、明治十七年（一八九九）の「中学校通則」により、一県一校制であったが、三二年「中学校令」の改正により、一県に一校以上の中学校の設立が認められたので、松本中学校、ついで長野・上田・飯

田・諏訪中学校が県立になった。

本郡でも、初等教育が進展をみせる中、中等教育への関心が強まり、郡下からもこれら中等学校に入学する者がいた。しかし、次の「尋常中学校地域別入学者数」の表の通り、その数は他地区に比べると少ないものであった。

図2-1 尋常中学校地域別入学者数 (明治26-32年)					
校 郡	松本 本校	長野 支校	上田 支校	飯田 支校	計
南佐久	7	4	18		22
北佐久	27	6	25		38
小県	10	15	145		178
科			13		38
諏訪	7		1		8
上伊那	46	4		3	53
下伊那	20	1		157	178
西筑摩	18				18
東筑摩	244	1		31	276
南安曇	69	1	1		71
北安曇	29	1			30
更級	3	31	16		50
上高井	1	13			14
下高井	1	7	1		9
上水内	10	59			69
下水内	1	13			14
長野市	4	48			52
県外	15	20	9	7	51
計	512	230	229	198	1,169

佐久市中込支所所蔵『学務一件 平賀村役場
明治三十二年』より作成

〔長野県教育史〕卷二

この表は明治二六年から三二年までのものであるが、中信地区で、本郡は最も少ない入学者数である。しかもこの時の西筑摩郡の中には、奈川村（現、南安曇郡奈川村）を含んだ数字であるから、実際は十八人よりもさらに少ない人数となる。それは、鉄道がまだ敷設されていない時代、木曾から他郡市

へ出て勉学することは、極めて経済的な負担が大きかつたことを物語るものであろう。

その一方、菁莪館以来の実学の風も強くあつたであろう。本郡の中等教育への関心の高まりは、「自らの手で、木曾に実業学校の設置を」に重点がおかれていった。

四、西筑摩郡会と林業巡回教師手塚長十

1、郡下に実業学校の設立の機運

県下でも中等学校（中学、実業学校）が各地に設立されにく状況を踏まえ、郡民の中等学校、特に実業学校の設立機運が強まつた。こうした中で、郡立高等小学校の廃校舎の利用方法と共にこの問題が論ぜられた。

前述の通り、明治三三年（一九〇〇）四月、高等小学校が各町村に設立されることになり、それまで福島町にあつた郡組合立の高等小学校は廃止されることになつていた。

同年二月の西筑摩郡会において、郡立実業学校設立の提案があり、郡会は、臨時委員五名を挙げて学校の種類及び程度について詳細なる調査を始める決議を決定し、実行に移したのである。

2、山林学校 林業巡回教師手塚長十の提唱



写2-1 手塚長十林業巡回教師
(手塚和平子氏蔵)

この時、郡の有識者に大きな影響を与えたのが林業巡回教師の手塚長十であった。手塚は、明治四年（一八七一）南安曇郡高家村（現、豊科町高家）に生まれた。彼は長野大林区署の勤務や長野県林業手などを経て、三三年、西筑摩郡林業巡回教師に任せられて赴任した。

赴任後は文字通り郡内を回り林業指導にあたった。また農事巡回教師の浮田吉太郎と共に西筑摩郡農会の講習会の講師を勤めるなど、本郡の農業・林業に貢献した。

このような中で手塚は、西筑摩郡会の実業学校設立に向けて活動をはじめた委員に、林業を専門とする山林学校創設（注1）を強く提唱したのである。

3、本多静六博士「林学教育の振興」を講演



写2-2 故郷、埼玉県菖蒲町にある本多博士の胸像

そして同年七月、静岡で開催された大日本山林会には、本郡から調査委員等十一名（注2）が参加した。その時、参加した委員は、本多静六博士の「林学教育の振興……」なる話を聞いて感激し、林業教育の必要性に心動かされた（注3）という。

本多博士は前述の通り、開校間もない東京山林学校に苦学し

て学び、さらにドイツ留学を果たした。ドイツでは、ドイツ林学大成の第一人者と言われるコッタが作った、ターラント高等山林学校で林学を学び、さらにミュンヘン大学で國家経済学を学んでその学位を得た。当時、東京帝国大学農科大学の教授で、日本の林学・林業界の指導的な学者であった。本校開設後は、しばしば来校し講演及び指導にあつた人物である。

4、山林学校設立の提案

こうした経過を踏まえて調査委員会では、同年一〇月郡会に、西筑摩郡に山林学校設立を提案した。

その設立を必要とする主意として、次のような点をあげた。

一、当郡福島町外十五カ村ハ古来木曾谷ト称シテ山嶽重畠ノ間ニ介在シ農耕ニ適スルノ地ハ僅々四千三百町歩ニ過ギザルニ反シテ林野ノ面積頗ル広ク御料林ノ三十四万余町歩ヲ始メトシ民有林野四万八千余町歩ノ多キニ及ベリ。

二、地況既ニ叙上ノ状態ナルヲ以テ住民ハ其生業ヲ森林ノ生産物ニ倚頼セザル可カラザルハ必然ノ勢ヒナリ、然ルニ今其ノ森林ノ状況如何ト顧ルニ、カノ御料林ガ到ル處鬱蒼タル林相ヲ呈シ所謂木曾五木ト称シテ貴重ナル樹種ニ富メルニ反シ民有林ニ至ツテハ維新以来林政頗ル弛ミ濫伐ハ其極ニ達シ荒廃ノ状見ルニ忍ビザルモノアリ、嘗テ偶ノ植林ノ挙アリシモ當時森林思想ノ幼稚ナル其計画モ空シク失敗ニ了リテ遂ニ今日ニ及ベリ、是即チ本郡ガ新ニ山林学校ヲ設立シテ斯業ニ関スル一定ノ素養アル人物ヲ養成シ一ハ以テ民有林ノ荒廃ヲ防ギ其蓄積ヲ増シ一ハ以テ郡民ガ其余恵ヲ蒙ルベキ御料林ヲ愛護スルノ精神ヲ涵養セシメ両々相俟テ其美果ヲ収メントスル所以ナリ。

明治三三年（一九〇〇）
一〇月二九日 郡立乙種山林学校設立の認可がおりる

最モ我邦林業ノ模範トナルニ足ルヲ以テ茲ニ在学スル生徒ハ日常実習ノ間多大ノ便益ヲ享受スルコトヲ得テ他日公私ノ林業ニ従事スルニ際シ其独特ノ技能ヲ發揮スルコトヲ得ベシ

『長野県立甲種木曾山林学校一覧』（明40）

つまり本郡は、農耕地は極めて少ないが、御料林三四万余町歩、民有林野の四万八千余町歩の広大な森林があること。住民が依拠すべき民有林の荒廃が著しいこと。これに対し、山林学校を設立して、林業について一定の素養ある人材を養成し、民有林の荒廃を防ぎ、かつ御料林愛護の精神を涵養すること。

さらに、本郡は全国有数の森林地帯で、特に伐木運材法は我が国林業の模範となるもので、ここに学ぶ生徒は、大きな便益を得ることができること、即ち林業教育の最適地であることをあげ、乙種程度の山林学校を適当として答申した。

5、郡会「山林学校設立」を満場一致で可決

郡会ではこれを受け、一〇月十三日、臨時郡会を開き、答申通り、山林学校設立を満場一致で可決した。以降、開校までの日程を示すと次のようになる。

十一月 八日 山林学校を福島町におくことを決定

十七日 明治三四年四月開校のための生徒募集開始

明治三四年（一九〇二）

五、西筑摩郡民に支えられて

1、大きな財政負担

二月二八日 入学願書提出締切り

三月一〇日 入学試験

午前九時より、所在地の役場でおこない、受験者は筆、墨、硯を携帯した。

二五日 この日までに合否を連絡

四月二〇日 授業開始

五月十五日 開校式

二〇日 初代校長松田力熊着任

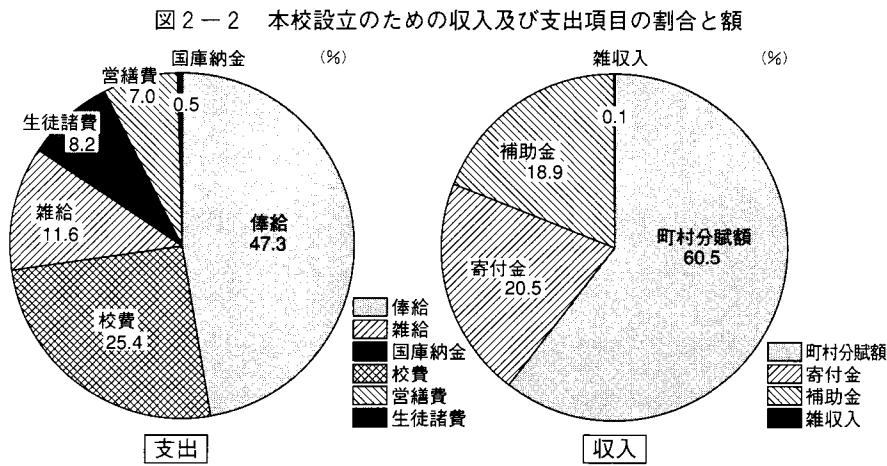
さて、設立を決めた西筑摩郡会は、本校の開校にあたって、大きな財政負担を強いられたことはやむをえないことであった。後述する甲種昇格の時の申請書に、その予算が示されているので図2-1-2に示す。

これを見ると、本校設立の予算総額六三四一円は、当時の一分分の予算に匹敵する額であった。例えば、時代は少し下るが、大正元年の日義村の歳入が五五七六円、木祖村が八一六二円であつた（『松筑町村提要』）。

町村の分担金は、約六〇パーセントに当る三八三三円である。これとても奈川村（当時、西筑摩郡に属す）の大正元年度の予算三四四七円を越える、高額なものであった（同上）。

歳出面では、予算の半分を教職員の俸給が占め、特に校長の年俸一二〇〇円という額は、当時の郡民が先生方に、いかに期待していたかがわかる。そして松田校長以下、手塚、浮田ら青年教師たちは、その期待にみごとに応えていったのである。

そしてこの手塚を助けたのが、農事巡回教師であった浮田吉太郎であった。そこへドイツ林学を学んだ初代校長松田力熊が着任したのである。



明治34年 乙種山林学校 設立予算総額 6341円 ([長野県教育史史料編六])

支出	項目	額 (円)	収入	項目	額 (円)
	俸給	3000		町村分賦額	3833
	校費	1610		寄付金	1300
	雑給	736		援助金	1200
	生徒諸費	520		雑収入	8
	營繕費	445		合計	6341
	国庫納金	30			
	合計	6341			

- (注1) 輪湖正由 (1回) 編著『学園の恩人手塚長十先生を憶ふ』(昭和4年) に詳しい。
- (注2) この時、郡関係者として山瀬辨治郎、伊東淳、安井正夫、松原寛三、三尾熊之助、森直吉、松原熊太郎、松井與六、他二名が出席した。これらの人々を含め長野県内から合計十九名が参加したが、大半が西筑摩郡関係者だったことになる。
- (注3) 『岐蘇林友』81号 (大5) 『大日本山林会報』二二五号

第一節 わが国初の林業専門の

実業学校開校

②苦しい郡内経済

一、西筑摩郡立乙種山林学校の開校式と甲種昇格

1、郡関係者的心配

①交通不便で高い授業料

開校に当つて、郡関係者には財政負担の他に、もっと大きな不安があつた。それは、待望の実業学校ではあつたが、汽車もない交通不便な山の中、しかも高い授業料を払つてまで生徒が集まるか、どうかであつた。

授業料は、一ヶ月八十銭（明治四五年）であるが、通学不可能な生徒は寄宿舎に入らざるを得ない。その費用を加え、文房具代等を入れると、一ヶ月の必要経費は約九円になる。さらに教科書代として八円くらいはかかつた。

明治三八年に卒業した第二回生で御料局木曽支庁や長野大林区署へ就職した者の初任給が十二円であるから、学校で学ぶこの費用の大きさがわかる。

③生徒募集の不安

実業学校令は、前述の通り、山林・林業を含む農業学校は、学校の種類を甲種、乙種に分けていた。どちらも三年間の就学期間であったが、乙種は一足早く入学や卒業ができ、すぐ農業に従事できるので、農家には喜ばれた。

しかし、甲乙間の格差は歴然としていた。すなわち、甲種卒業生には、専門学校の入学資格が与えられ、官庁への就職も可能だった。しかし、乙種卒業生には、尋常小学校卒業以上の三年課程であるから、重きは置かれず、上級学校への進学、官庁への就職、兵役令による予備将校を志願する資格もなかつた。したがつて、当時は、どこの乙種農学校でも甲種昇格が悲願だつたといふ。

さらに郡内の経済状態は決してよいものではなかつた。中山道の宿場が、新しい時代の中で衰退し、山での仕事も地租改正とその後の官民有林区分、御料林設置等により締め出された人々にとつては、子供を中等学校に通わせることは、なかなか容易なことではなかつた。

そのようなわけで、山林学校設置を提案した調査委員も、乙種程度とした。

このような中、敢えて乙種程度の山林学校を答申したのは、やはり生徒が集まるか、否かが、最大の問題であり、より多くの生徒が集まりやすく門戸をひろげ、貧しい家の子供も入学しやすい乙種を適当と判断したのである。

④不安を吹き飛ばした六十七名の入学生

しかし、このような郡関係者の不安を見事に吹き飛ばしたのは、合格して入学した六七名の生徒たちであった。中には遠く島根・石川などの県外者もあり、郡関係者の喜びは、ひとしおであった。

2、新緑の中、喜びの開校式

風薰る五月十五日、木曽谷は新緑の美しい季節を迎えた。その中で、渡辺秀之丞郡長をはじめ郡関係者、松田校長以下学校教職員、それに新入学六七名の生徒達によつて開校式が盛大に行われた。

校舎は、高等小学校の転用とはいえ、心意気高いものがあつた。ついに我らが母校「山林学校」が歩み始めたのである。時に西暦一九〇一年、二〇世紀幕開けの年であつた。

この校舎及び校庭の場所は、現在の福島会館及び隣接する駐車場のあたりである。



写2-3 門白塙黒赤学校と呼ばれた校舎（上沼文隆・40回・他・蔵）



写2-4 現在の福島会館と駐車場

3、開校二カ月後には甲種昇格へ

状ニ照シ将来ヲ稽フルニ程度ヲ上進スルノ急要ナルヲ認メ全会一致ヲ以テ協賛スル所トナリ（以下略）

①甲種昇格さつそく申請

この様子を確かめた郡関係者は、開校式の翌十六日、さつそく臨時の郡会を開き、山林学校を甲種程度に申請することを決議し、六月十一日、県知事を経て、文部省に申請した。その時の模様を、渡辺郡長から押川則吉・長野県知事に出された、次の申請書が如実に物語っている。

郡立山林学校ヲ甲種程度ニ変更ノ義本日稟申致候処右ハ創設ノ際既ニ甲種トスヘキハ一般ノ輿望タリシモ果シテ相当ノ生徒ヲ募集シ得ヘキヤ否ヤ且ツハ郡經濟上ニ於ケル憂慮ノ点ヨリ先以テ乙種程度ニヨルモノト決定シ夫々設置ヲ了シ候次第ニ有之候得共本年生徒募集ノ結果ハ予想ニ反シ好績ヲ得タル而已ナラス却テ甲種程度ニ志望者多数ナル事實ヲ現候次第ニシテ本郡ノ頗ル満足スル処ニ有之尚熟々将来ニ於ケル經營上ニ就キ考慮ヲ尽候処乙種程度卒業生ノ実力ハ社會ノ需用ヲ満ス能ハサル哉ノ感アリ

殊ニ一般ノ意向ハ前述ノ如キ状況ニシテ甲種ニ進ムルノ必要急迫セルヲ以テ后年ヲ期シテ上進スルヨリハ寧口此際ニ於テ変更候方本校ノ基礎ヲ確固タラシメ将又現在生徒処分ニ就テモ好都合ト確信候間過般臨時郡会ヲ召集シ附議セシニ全ク刻下ノ實

もともとは甲種を希望していたが、生徒募集、郡の財政問題から、取りあえず乙種にした。しかし、生徒募集が好成績であつたこと、甲種を希望する者が多いこと、将来卒業生に対する社会の需要を考慮したこと、後で変更するよりはここで甲種に変更して学校の基礎を固めることができが得策と判断したというのである。

甲種に変更した場合、現在入学している生徒は、その学歴及び学力から次のように対応するとした。

入学生七〇名

本科一学年に編入 四二名

（内訳）高等科卒業者

三六名

同等の学力を有する者 六名

予科に編入 二八名

（内訳）高等小学を卒業していないもの

当時、高等小学校の修業年限に、二年卒業、三年卒業、四年卒業の三段階があった。そのため予科を設け、学力の充分でない生徒の、いわば学力補充コースとした。もちろん本科三年に入学を希望するものを対象としたものである。

(2) 甲種山林学校へ 異例スピード昇格

同年県費より補助として、金一千五百円、三六年度以後は、毎年二千円宛交付せらることとなれり。

『木曾山林学校校友会々報』第九号

この結果、一か月後の七月十九日には、文部大臣から「甲種」が認可された。開校直後、しかも年度途中にもかかわらず、異例のスピード昇格である。

さて、開校以来の経過を「木曾山林沿革略史」によつて、見てみると次のようになる。

明治三四年

四月 教育勅語謄本を下賜せらる。

四月二〇日 授業を開始す。在学生徒六十七名なり。

五月十五日 開校式を挙行す。

七月十九日 学校程度を甲種に変更し、之が認可を経たり。

是より先き程度を甲種に進むるの緊要なるを認め、

同年五月十六日臨時郡会を開き、組織変更の件を

議決し、之が認可を得るに至れり。

七月 実業教育国庫補助法により、同年より向ふ五ヶ年間、毎年金千二百円づつ交付の旨、文部大臣より達せらる。

十月 八日 両陛下の御真影を拝戴す。

十二月二十四日 徴兵令第十三条及文官任用令第三条により、徵

兵猶予、一年兵志願及び卒業生無試験にて判任文官に任用の件を文部大臣より認可せらる。

二、初代校長松田力熊と青年教師たち

初代校長松田力熊は本校に赴任した時、数え年三二才、手塚長十も三二才、浮田吉太郎は三二才、この三人の意氣軒昂な青年教師たちを中心に本校は力強く出発した。

特に、本校に近代ドイツ林学・林業をもたらした松田力熊初代校長は、島根県簸川郡朝山村（現、出雲市）出身で、明治二九年（二六才）に東京帝国大学農科大学林学科を卒業した。

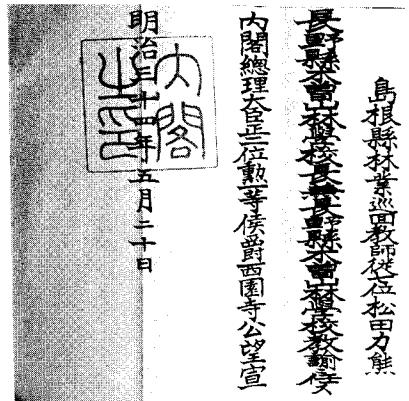
卒業後は、熊本、鹿児島の大林区署に勤務後、故郷島根県の県技師、県林業巡回教師をしていた。本校には明治三四年五月赴任し四〇年九月まで、六年余にわたつて勤め、その礎を築いた。

こうして、国、県の補助を得て、学校の財政面への補充がなされたが、依然としてその大半は、郡会が出すことには変わりなかつた。

1



写2-5 松田力能初代校長



写2-6 内閣総理大臣から任命された松田校長の辞令（松田信子氏蔵）

第三節 草創期の本校

一、松田力熊初代校長の教育方針

開校後、林業教育の意気に燃える松田力熊初代校長は、本校の教育方針を「林業の方面より觀察したる森林教育」と題して『木曾山林学校々友会報』第一号（明治三五年十月）で、次のように発表した。

森林・林業教育の遅れと公民有林の濫伐荒廃

先ず、國家経済の膨張により国力の充実が求められている現在、各種の実業を盛んにすることが求められている。その為には実業学校を作り、その人材を養成する必要がある。その中で森林学校として全国創始の評判を得ているのが本校であるが、農業学校に比べ何故にその設置が遅れたかというと、明治維新以来、森林特に公民有林は顧みられず、濫伐荒廃し、ましてや森林教育のことまでは着眼されなかつたからである。

林業は純粹科学の応用術

今日の林業は、植物培養、保護、伐木、造材、運搬利用、造林事業、森林經營等、多種多様な知識と経験を必要とする。しかも経済的事業であり、利潤をあげるために経済学、森林保

護の為の法律、有益なる副産物の製造のための化学、樹木の病虫害対策として動植物学の助けがいる。いわば林業は純粹科学の応用術とも言うべきものである。従つて実業学校、ことに森林学校においては、養成すべき人材は、このような種々の学術技芸に通じていなければならぬ。

地方森林に従事すべき職責

現在の林業は、官有林（国有林、御料林）、公有林、私有林に別れている。実業学校は官吏養成学校ではないが、本校としては官業にも民業にも堪能なる人物の養成を期す。しかし、現在、特に公有・私有林の荒廃が極めて甚だしい。そのため洪水の原因ともなっている。

これらの林業を適切な経営にし、利用の道をひらくことは、国土保安上、地方経済上において最も急務なことである。そのためには多数の技術者を必要とし、本校のように地方経済で設立された学校の卒業生は、地方森林に従事すべき職責があるとした。

林業技術者養成上特に注意すべき点

さらにこれらの技術者養成の任に当る学校として、特に注意すべき点として、つきの六項目をあげた。

第一、我が国の森林の状態は至る処変化しており、各地同一の

定規で画一的には対処できない。従つて、それらの状況に對応できるために、学校においては多方面の教養を与えるべからぬ。そのため限られた時間内で、時間と学科の配分は適切でなければならない。

第二、実業学校は、その実業に密接に関係ある場所に設置するのがよい。当校のように全国において有名なる森林地に設けられたのは、極めて適當なる位置である。

第三、学校において授ける学理は、極めて実地に近いものでなければならぬ。

イ、森林学校においては、専門学科を授けると共に普通学科を教えなければならない。これは普通学科の素養がなければ、専門学科を理解することができない。それだけでなく、その應用力にも欠けるのである。

ロ、学理と林業の実務とは最も近づけなければならない。学校において授ける学理は森林の業務の時期に一致させることが肝要であろう。

第四、実習に重きを置かなければならない。林業においては、經營に必要な林地と苗圃（殊に試験的苗圃）は、是非設備を要する。

第五、修学旅行の必要なることである。

イ、林学は觀察の學問である。机上において、修養のみを以て効果を挙げることのできないものである。

ロ、日本の森林の状態が、各地至る所変化している事実は、

一層その必要性を認めるものである。

ハ、卒業生が各地の林業に通じて、働く場を広げることができる。

二、天然林の林相之れが更新又は伐木運材事業は木曽に勝る所はないよう、各地にも模範的なものがある。例えば、

人工林の最も集約なる吉野林業、経済的林業を以て有名なる天竜の森林、技術的に經營されつつある處の清澄山などであり、森林荒廃地における砂防工事営林なども観察すべき所である。

ホ、森林学校においては時間と経済の許す限り、進んで修学旅行を行わねばならぬ。森林学校において実際に欠くべき所である。

第六、その専門科目以外に地方特殊の実業学科を付加すべき必要な場合があろう。

イ、特に注意すべきは、森林と工業との関係である。

ロ、林産物に関係ある地方特殊の工業、若しくは将来有望なる所の工業の種類を選び森林学校に加設することは極めて必要なことである。

(以上、編集委員会要約)

林学は観察の学問

松田校長は、わが国の多方面の森林・林業に対応すべく、それに応じた専門学科、普通学科の必要性。机上の学問でなく実

地や現場に即した教育の重視。それが実習や修学旅行に重きをおくかたちで実現をはからうとした。

そして、この観察・実験・実習重視の方針は、以後本校教育の根幹をなすものになつた。

地場産業との連携

そして工業、特に地場産業との連携及びその教育の可能性にも言及したのである。後年、本校に木工専修科そして木材工芸科（後に工芸科からインテリア科へ）の設置の実現をみるのであるが、その方向を早くも示した。

地方林業（公私有林）の振興

また、地方林業（公私有林）の振興を力説するところは、本校が郡立であることと、松田校長が、島根県の林業巡回教師であつた時、地道にその振興に取り組んできた体験の中から得たものであろう。現代に通じる貴重な視点を提起した。

しかし、国有林、御料林における林業技術者の需要は引き続き極めて強く、本校卒業生の多くはそうした官界へ多く進出していった。

二、学校要覧『木曽山林学校』に示された方針

それから十年後の明治四五年には、本校の学校要覧『木曽山

林学校』が出された。それには、すでに県立移管を果たした本校教育の目的が、松田校長の意を踏まえ、次のように述べられている。

本校の目的は、実業学校令及農業学校規定に基き、林業の実務に鞅掌せんとする者に須要なる教育をなすにあり。

今や教育は単に教化なりとの時代は、已に過去に属し、有力なる教育は、戦闘の叫喚なり。即ち学校は実務に従事し、若くは従事せんとする者に必要なる知識技能を授け、而して之を正しく運用して、幸福なる生活を遂ぐるに足るべき性格を涵養して、生存競争に堪へ得る準備を凡ての者に為さしむるを必須条件とす。(中略)

しかも普通学の知識を拡充せしむるに必要なる教科を設け、且つ林業に関する各種の実習見学は、本校の最も重きを置く所にして、極力学理と実地との関係を適応密接ならしめ、実際的の智識技能を修得せしむるに留意せり。

而して実習は単に技術の習熟に止まらず、心身を鍛練し堅忍の氣風を養ひ、精進力行の慣習を助長せしむる等、品性陶冶の唯一の方便たるを忘るべからず。(中略)

されば青春の危期を善導するに此等の点に留意し、且諸外邦の例に倣ひ極力検束を加へて、個人性格の修養を促し、而して知識技能の啓発に努めて、本校教養の精神を完ふせんとす。

(後略)

(編集委員会略)

同年七月に甲種に昇格すると、例えば、「第一章 総則」は

次のようにかわった。

本校の教育方針として、林業の実務、知識技能の修得を第一にあげ、実習見学を重視し、学理と実地の結びつきを強め、社会で実際に役に立つ知識技能の修得を目指した。さらにそれを通じて心身の鍛練、品性陶冶、人格の修養も重きを置いたものであつた。

こうして、松田校長の意を踏まえた本校の教育方針が整えられ、広く学校内外に公示されたのである。

三、学則の制定とその改正

開校に伴い学校運営の基本になる学則が定められた。明治三年五月の時点では、乙種山林学校であつたため、学則は、その冒頭を「本校ハ文部省令第九号農業学校規定中乙種ノ程度ニ依リ山林ニ必須ナル知識技能ヲ授クルヲ以テ目的トス」(第一条)とした。

1、甲種昇格と学則

同年七月に甲種に昇格すると、例えば、「第一章 総則」は次のようにかわった。

長野県西筑摩郡立木曽山林学校学則

第一章 総則

第一条 本校は農業学校規定甲種程度ニ基ヅキ森林ニ関スル學理實習及普通農業ノ大意ヲ授クルヲ以テ目的トス。

第二条 本校教科ヲ分カチ本科、予科トス。

第三条 修業年限ハ本科三ヶ年、予科一ヶ年トス。

第四条 生徒ノ定員ハ本科百五十名、予科三十名トス。

〔校友会報〕第一号（明35・10月）

先ず本校の教育目的を「農業学校規定甲種程度ニ基ヅキ森林ニ関スル學理實習及普通農業ノ大意ヲ授クルヲ以テ目的トス」とした。これはより高いレベルの森林・林業教育を目指すと共に、広く農業分野を視野に入れたものであつた。

この「農業の大意」を学ぶため、本校でも水田試作が行われた。また、本科の他に予科を置いた。これは生徒募集の困難さから、門戸を広げ、入学しやすくしたためであろう。学期も二学期制をとつた。

2、明治三八年学則改正 実習・修学旅行に関する規定追加

しかし明治三八年六月、学則はさらに改正され認可を得た。

それによると、先ず総則の第一条が「森林ニ関スル學理實習ヲ授クルヲ以テ目的トス」と変更された。それまであった「普通

農業ノ大意ヲ授ク」は、削除され純粹に林業を専門とするこ^トを打ち出した。これにより、全国的にも稀な、特色を持つ学校になつた。

また予科の制度も廃止され、本科生のみとした。さらに三学期制に変更した。

加えて新たに第四章を設け、実習及び修学旅行に関する規定が加えられた。

また同年十二月長野県議会では、本校を明治三九年より、県立移管することを可決しているので、これら学則の改正は、本校の県立移管をにらんだものであつたろう。

次に改正なつた「長野県西筑摩郡立甲種木曽山林学校学則」（明治三八年六月）を示す。

〔校友会報〕五号

長野県西筑摩郡立甲種 木曽山林学校学則

第一章 総則

第一条 本校ハ農業學校規程甲種程度ニ基ツキ森林ニ関スル學理實習ヲ授クルヲ以テ目的トス

第二条 修業年限ハ三ヶ年トス

第三条 生徒ノ定員ハ百五拾名トス

第二章 学年及学期 授業日数及休業日

第四条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三拾一日ニ終ル

第五条 学年ヲ分ケテ左ノ二学期トス

第一学期 自四月一日
至七月三一日

第二学期 自八月一日
至十二月三一日

第三学期 自一月一日
至三月三一日

第六条 授業週数ハ毎学年四拾週以上トス其細別左ノ如シ

授業週数 三拾六週
実習週数 四週以上
計四拾週以上

第七条 休業日ヲ定ムルコト左ノ如シ

但シ臨時必要アル時ハ監督官廳ノ許可ヲ得テ臨時
休業ヲナスコトアルベシ

大祭日及祝日
一日曜日
但シ実習期ニ於ケル日曜日ハ休業

セサルコトアルベシ
一開校記念日 一週間
一学年末休業日 每年五月拾五日

第一夏季休業 日自八月一日
至八月三一日

一冬季休業 日自拾二月廿六日
至一月拾八日

前項休業中実習又ハ修学旅行ヲナシムルコトアルベ

シ

第參章 学科課程及毎週教授時數

第八条 学科目及程度並ニ毎週教授時數ハ別表ノ如シ

第四章 実習及修学旅行

第九条 実習ハ林業農業及ヒ測量科ニ之ヲ課スルモノトス

第十一条 実習ハ正課時間ヲ以テ之ニ充ツルコトアルヘク又正課
時間以外ニ於テ之ヲ課スルコトアルヘシ

第十二条 第二学年及第三学年ニハ学術実地指導ノ為メ修学旅行

ヲ課シ林業ニ関スル各般ノ観察ヲナサシム

但シ旅行ノ日数ハ第二学年ハ約二週間第三学年ハ
約三週間トス

第十四条 本校ニ於テハ殊ニ修学旅行ニ重キヲ置クヲ以テ生徒各
自ノ都合ニヨリテ之ヲ免ル、コトヲ得ズ

第五章 入学及退学

生徒入学ノ期ハ学年ノ始メトシ募集人員及ビ必要ノ事
項ハ其都度之ヲ公示ス

但シ時宜ニ依リ臨時ニ入学ヲ許スコトアルヘシ

第一学年ノ入学志願者ハ左ノ資格ヲ具フルモノタルヘ
シ

一年齢満拾四年以上ノ男子ニシテ其学力、修業年限
四ヶ年ノ高等小学校卒業、及ヒ中学校第二学年以
上修業、若シクハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スルモ
ノ

二 身体強健ニシテ規程ノ課程ヲ修ムルニ耐フルモノ
三 品行方正ニシテ林業ニ從事セントスルノ志望確實
ナルモノ

四 在学中所要ノ学資ヲ辨シ得ルモノ

第十六条 入学志願者ニシテ前条第一項前段及ヒ中段ノ卒業若シ

クハ修業証書ヲ有シ且全条第二項以下ノ資格ヲ具フル
モノハ無試験検定ヲ以テ入学ヲ許シ其他ノモノニアツ
テハ入学試験ヲ行フ、若シ入学志願者募集人員ニ超過
スルトキハ応募者全体ニ就キテ学力ノ試験検定ヲ行フ
モノトス

但シ入学志願者ノ学力検定ハ修業年限四ヶ年ノ高
等小学校卒業ノ程度ニ於テ国語算術地理日本歴史
理科ニ就キ之ヲ行フ

第拾七条

入学志願者ハ左ノ書式ニヨリ入学願書履歴書及身体検
査書ヲ出スヘシ

入学願書（用紙美濃紙）

某 儀

御校へ入学志願ニ付御許可被成下度履歴書及身体検査書相添此段願
上候也

何府県何郡市町村何番地居住

（寄留ナレバ寄留地ヲモ記入スヘシ）

本籍 何府県族籍

寄留地

何 某

某

身体検査書

何府県族籍

何 某

某

身体検査書

何府県族籍

某

一 視力

天然痘若クハ種痘

何病院長或ハ開業医

長野県西筑摩郡立甲種木曾山林学校長氏名殿

第十九条 保証人ハ丁年以上上ノ男子ニシテ相当ノ家計ヲ立て在学

ニ関スル一切ノ事件ヲ引き受け得ヘキモノタルヘシ

第二十条 保証人ハ本校ニ於テ必要ト認ムル時ハ之ヲ換ヘシムル

コトアルヘシ

第二十一条 保証人ニ異動ヲ生タル時ハ更ニ第十八条ノ手続ヲナス

ヘシ

印紙貼用
誓約書（用紙美濃紙）

某（本人ノ名）儀入学御許可相成候ニ付テハ御校則堅
ク相守リ命令教訓ニ遵ヒ勤学可仕候依テ誓約如件

何府県何郡市町村何番地居住

族籍誰子弟又ハ戸主等

年月日 本人 氏 名（印）

生年月日

前文何誰在学中ニ係ル一切ノ事件ハ拙者共ニ於テ引受
申ヘク候也

第二十四条

生徒病氣又ハ己ヲ得サル事故アリテ半途ニ退学セント
スル者ハ其事由ヲ具シ父兄若クハ後見人及保証人連署
ヲ以テ学校長ニ出願スヘシ

モノ

四 正当ノ事由ナクシテ引続キ一ヶ月以上欠席シタル
者

一 性行不良ニシテ改善ノ見込ミナシト認メタルモノ
二 学力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者
三 引続キ一ヶ月以上欠席シタル者

全

何府県何市町村何番地居住

族籍戸主

保証人 氏 名（印）

生年月日

ヘシ

第六章 生徒心得

第二十五条

本校生徒ノ恪守実践スヘキ要項左ノ如シ
一 教育ニ関スル勅語ノ聖旨ヲ奉體シ常ニ実践躬行ヲ

生年月日

保証人

氏

名（印）

生年月日

励ムヘシ

一 校規ヲ遵守シ師長ヲ尊敬シ其教誨訓諭ニ服従スヘシ

シ

一 学業ニ精励シ労働ヲ厭ハス常ニ質素ヲ旨トシ攝生

二 注意スヘシ

一 信義ヲ守リ廉耻ヲ重シ礼節ヲ慎ミ誠実ヲ旨トシ温良ノ徳ヲ養ハンコトヲ努ムヘシ

第二十六条 生徒心得ニ関スル細則ハ學校長別ニ之ヲ定ム

第七章 成績考査

第一十七条 生徒ノ成績考査ハ学科及ヒ実習ニ就テ之ヲ行フ

第二十八条 各学期末ノ学科成績ハ日課臨時試験及学期試験ニ依リテ之ヲ定ム

第二十九条 実習ノ成績ハ其巧拙勤怠等ヲ考量シテ毎学年末ニ之ヲ定ム

但シ実習ハ各種類ニヨリテ考量シタル成績ヲ平均シタルモノヲ以テ成績トス

第三十条 学科及実習ノ評点ハ各一百点ヲ以テ定点トス

第三十一条 各学年進級ノ成績ハ各学期ニ于ケル各学科成績ノ平均点及ヒ実習ノ得点ニヨリテ之ヲ考査シ実習科評点ハ六十点以上学科ハ五拾点以上総平均点六拾点以上ヲ得タル者ヲ及第トス

第三十二条 卒業ノ成績ハ三年学年間ノ進級成績ノ総平均点ヲ更ニ平均シタルモノヲ以テ之ヲ定ム

第三十三条 成績考査ニ關スル内規ハ學校長別ニ之ヲ定ム

第三十四条 第一、第二学年ノ課程ヲ修了シタルモノ並ニ本校課程

ヲ卒業シタルモノニハ左式ノ証書ヲ付与ス

(第一、第二学年修了者ニ与フル者)

修業証書

族籍

名

右ハ本校第何学年ノ課程ヲ修了シタル

コトヲ証ス

年月日

長野県西筑摩郡立甲種木曾山林学校

割印

番号

(卒業生ニ与フルモノ)

卒業証書

族籍

名

印

校

印

右ハ本校規程ノ課程ヲ履修シ其業ヲ了ヘタリ依リテ茲ニ之ヲ証ス

年月日

長野県西筑摩郡立甲種木曾山林學校長位勲氏名

割印

番号

第三十五条	第八章 授業料	授業料ハ一ヶ月金五拾錢トス 但シ授業料ノ徵収期ハ毎月廿日トシ休業日ニ当ル 時ハ繰上トス	但シ其月拾五日以前ニ退舍シ若クハ拾六日以後ニ入舍スルモノハ半額トス
第三十六条	授業料ハ出席ノ有無ニ拘ラス之ヲ徵収ス	但シ休業全月ニ及ブ場合及ヒ正当ノ事由アリテ予メ届出デ欠席全月ニ亘ル時ハ其月分ノ授業料ヲ徵収セザルモノトス	第四拾二条 本郡各町村ヨリ入学スル生徒ニシテ通学シ能ハス本校寄宿舎ニ入舍スルモノニハ学資ノ幾分ヲ補給スルコトアルヘシ学資補給ニ関スル細則ハ学校長別ニ之ヲ定ム
第九章 生徒賞罰	品行方正學力優等ナル者ニハ賞状若クハ賞品ヲ付与スルコトアルヘシ	第三十七条 品行方正學力優等ナル者ニハ賞状若クハ賞品ヲ付与スルコトアルヘシ	第四拾三条 寄宿舎ニ関スル細則ハ学校長別ニ之ヲ定ム
第十章 寄宿舎	本校ノ校規又ハ命令ニ違背シ其他学生タルノ本分ヲ誤ル言ひアリタル時ハ其輕重ニヨリテ之ヲ処罰ス	第三十八条 本校ノ校規又ハ命令ニ違背シ其他学生タルノ本分ヲ誤ル言ひアリタル時ハ其輕重ニヨリテ之ヲ処罰ス	第十一章 職員職務
第四拾四条	罰ハ左ノ三種トス	第四拾五条 教諭及ヒ助教諭ハ生徒ノ教育ヲ掌ル	第四拾四条 学校長ハ校務ヲ掌理シ所属職員ヲ統督ス
一 講責	二 停学	三 放校	第四拾六条 航監ハ学校長ノ指揮ヲ受ケ寄宿舎ニ関スル事ニ掌ル
第四拾七条	書記ハ学校長ノ指揮ヲ受ケ庶務会計ニ従事ス	第五拾一条 職員ハ校長及ヒ舍監ヲ除クノ外宿直ヲナスヘシ	第四拾七条 書記ハ学校長ノ指揮ヲ受ケ庶務会計ニ従事ス
第四拾八条	例二從フ	第五拾二条 本則ニ定ムル外必要ナル事項ハ学校長之ヲ定ム	第四拾八条 職員ハ校長及ヒ舍監ヲ除クノ外宿直ヲナスヘシ
第十二章 付 則	現在々学ノ生徒ニシテ本則ニ依リ難キ場合ハ仍從前ノ例二從フ	第五拾三条 現在々学ノ生徒ニシテ本則ニ依リ難キ場合ハ仍從前ノ例二從フ	第十二章 付 則
第四拾九条	本則ニ定ムル外必要ナル事項ハ学校長之ヲ定ム	第四拾九条 本則ニ定ムル外必要ナル事項ハ学校長之ヲ定ム	第四拾九条 本則ニ定ムル外必要ナル事項ハ学校長之ヲ定ム
第四拾一条	但シ都合ニヨリ舍外ニ宿泊セントスル者ハ父兄若クハ後見人及保証人並ニ家主連署ノ上其旨願ヒ出テ校長ノ許可ヲ受クヘシ	第四拾一条 但シ都合ニヨリ舍外ニ宿泊セントスル者ハ父兄若クハ後見人及保証人並ニ家主連署ノ上其旨願ヒ出テ校長ノ許可ヲ受クヘシ	第四拾一条 但シ都合ニヨリ舍外ニ宿泊セントスル者ハ父兄若クハ後見人及保証人並ニ家主連署ノ上其旨願ヒ出テ校長ノ許可ヲ受クヘシ
第四拾二条	寄宿舎生徒ハ宿費トシテ一ヶ月金五拾錢ヲ納ムヘシ	第四拾二条 本校の授業は、明治三四年（一九〇二）五月の開校式に先立ち、四月二十日、手塚長十を校長代理にして開始された。	第四拾二条 本校の授業は、明治三四年（一九〇二）五月の開校式に先立ち、四月二十日、手塚長十を校長代理にして開始された。
第四拾三条	寄宿舎生徒ハ宿費トシテ一ヶ月金五拾錢ヲ納ムヘシ	第四拾三条 本校の授業は、明治三四年（一九〇二）五月の開校式に先立ち、四月二十日、手塚長十を校長代理にして開始された。	第四拾三条 本校の授業は、明治三四年（一九〇二）五月の開校式に先立ち、四月二十日、手塚長十を校長代理にして開始された。

ていつた。一応落ち着き、県立移管をにらんだ明治三八年時に
おける教科の学年・学期配当及びその時間数を図2-3に示す。

2、各教科の教授内容

各科目の教授内容を、明治四五年の本校の学校要覧『木曽山林学校』によつて見ると次によつてある。

【普通科目】

(一)(三年) 人倫道德の要旨。

(一)(三年) 国語。漢文。

(一)(三年) 普通文。記事論説。

(一年) 算術幾何。代数初步。

(二年) 代数。幾何。

(三年) 三角術。

(一)(二年) 化学。

(二年) 物理。

(一年) 植物。動物。

(三年) 経済学大意。

(一)(三年) 兵式体操。

【実業科目】

森林法。河川法。砂防法。其他職務執行上必要なる法規の要領。森林保護学。寒氣の害。炎熱の害。雨雪の害。

風害。過湿の害。樹木の疾病。雑草の害。寄生植物の害。菌害。野獸の害。鳥類の害。昆虫の害。及人為の害。等に関する予防法並に除外法。

備考 実習、各学年四週以上、修学旅行、三学年約三週 一一学年二週トス	長野県西筑摩郡立甲種木曽山林学校学科目及程度並毎週授業時間表															『校友会報』5号		
	図2-3 教科の学年・学期配当及び時間数(明治38年)																	
計	外農及上	土森林	森林產物利用	森林測量	森林製造及	森林植物	森林經營	森林通學	森林法	體操	經學	博物	化學	作文	讀書	修身	學課目	学年
30	3	2	1	2	3	2	1	4	1	6	1	3	1			第二学期	毎週授業時數	
30	3	2	1	2	3	2	1	4	1	6	1	3	1			第二学期	毎週授業時數	
30	3	2	1	2	3	2	1	4	1	6	1	3	1			第二学期	毎週授業時數	
	読綴字	農業	森林	造	及	森林	兵式	動植	化代	算術	記普	漢國	ノ人倫	要道徳		二年	程度	
	字通譯	字通譯	利用	林	効用	森林	式體操	植物	算術	事通	事論	初幾何	說文	文語	旨德		年	
30	3	2	1	2	1	2	2	1	3	2	6	2	1			第一学期	毎週授業時數	
30	3	2	1	3	2	2	2		1	3	2	6	2	1		第二学期	毎週授業時數	
30	3	2	1	3	2	2	2		1	3	2	6	2	1		第二学期	毎週授業時數	
	讀文	農業	氣土	測量	全	造林	森林	測量	全	全	物化	幾代	全	全		参	程度	
	試法	各論	候壤	量	上	植物	樹	上	上	理學	何數	上	上			学期	学年	
30	4	2	3	3	3	4	3	2	1	2	2	1				第一学期	毎週授業時數	
30	4	2	3	3	3	4	3	2	1	2	2	1				第二学期	毎週授業時數	
30	4	2	3	3	3	4	3	2	1	2	2	1				第二学期	毎週授業時數	
	文法	全	土壤	森林	全	經濟	株權	算法	全	經濟	大意	全	三角	全		程	度	
	讀訳	上	木量	產物	利用	上	理及	上	上	法規	大意	上	術	上				

森林動物 哺乳類。鳥類爬虫類。節足類。両棲類。魚類。等。

林学通論 森林分布及面積。森林直接並に間接の効用。経済

学上林業の性質。木材の需給。市町村林。我国現時の林政等。

森林数学 伐採せる木材の幹及枝條根株の材積測定法。層積

測定法。立木の高さ測定法。立木の幹及枝條の材積測定法。森林の蓄積測定法。林木の年齢及成長量査定法。複利算の公式。価格評定法の種類。林地及林木の価格評定

の原理及方法。営業利益。利率。

森林地理学 森林の保続。生長。蓄積。林伐期。森林区画。

森林調査。施業法の決定。収額予算法。施業案の編成。

検定。施業案編成規定。造林学。林木及森林の種類名称。

林木の生活及成長の原理。森林植物帶。造林上土地気候等に対する關係。林木発育の關係。樹種の性質に対する

關係。造林法の種類及得失造林事業実行上の順序。天然更新法。人工更新法。挿木。分根。分蘖。接木造林法。

幼林除伐の方法。間伐及枝打の方法。下木植付及受光伐。

森林作業法の種類及得失。森林作業法を変更する法。造林法。各論。

森林利用学 木材の性質。伐木。造材。転材。販売。製材。

乾燥法防腐法。木材の運搬。木材の利用。

林産製造 木材乾燥法。製炭法。木酢液採集法。食用菌栽培
培法。樟脑。松精油。單寧植物油の製造法。

森林測量 測鎖測量法。平板測量法。羅針盤測量法。經緯儀

測量法。スタジヤ測量法。Y水準器測量法。

森林土木 砂防工。山地砂防法。飛砂地砂防法。森林道路路線選定。縱横断面測量土積計算法。土積平均法。土工及

排水法。護岸工事。簡単なる木橋。

農学作物 園芸。畜産。養蚕。農業經濟。農業通論。

製図 幾何画法。測量及諸般製図。彩色図殊に森林図。製図

用字体。

森林行政 官吏服務規律。司法警察執務心得。文書の受付。

起案回議。極印使用規則。事業予定案編成。各種報告書

作成記載淨書。

尚、教授上留意し課外講義を課せる事項は、

一、森林内教授を可成多からしめ、且林木高木数、材積、道路の勾配、巨禽、林野の面積高低等を目測の練習に勉むる事。

二、表薄の使用に習熟せしめ時間と手数を省略せしむるに勉む。

即ち森林家必携、測量家必携、対数表、重利算表、収穫表、内外度量衡比較表等の使用。

三、苗圃の設計、林地の地査、造林其他一切の準備並に計画、簡易施業案の編成等、諸般の立案設計の練習。

四、珠算及心算を課して実用上の効力を大ならしむると共に、
脳力を敏活ならしむること。

五、作文、特に書簡文、官公文書、願届書等の文体を授け、此に付帯して細字を習熟せしむること。

六、実践教授。

備考 実習、各学年四週以上。修学旅行。三学年約三週、二

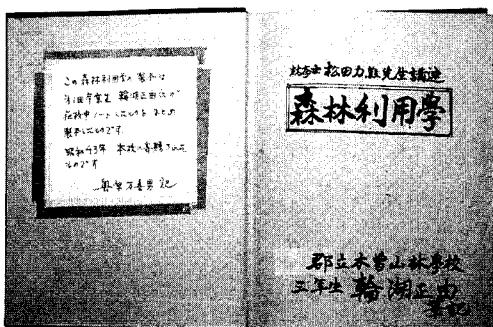
学年約二週トス。

学校要覧『木曾山林学校』(明45)

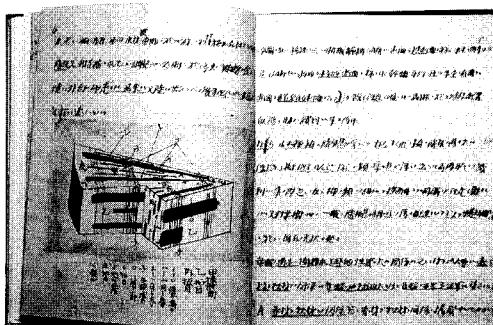
このような立派な教育課程や時間割ができるも、教える先生も生徒も大変であった。先ず第一に教科書がない。いきおい先生の講義を口述筆記をする科目が多くなった。

輪湖正由（1回）は、当時を振り返り、「普通学科はまだし

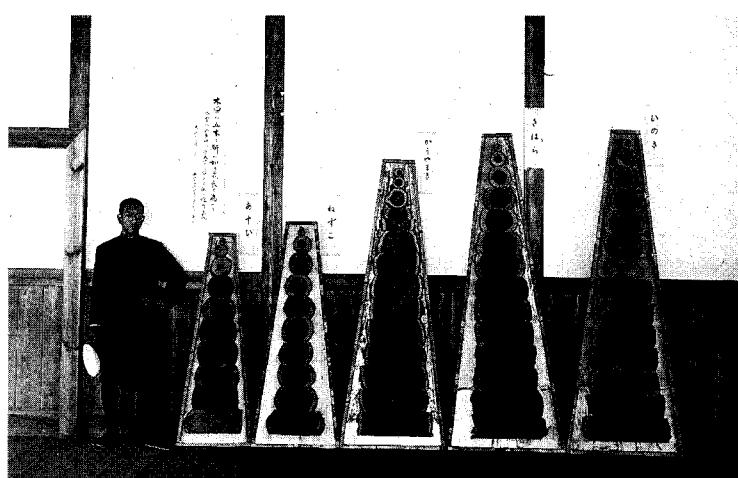
も、専門教科の教科書がなかったので、松田校長は原書を訳出して講義』(『蘇門会報』再刊第三号) したという。輪湖は、その時とったノート(写2-7・8)を、晩年本校に寄贈した。当時の苦労が忍ばれる。もちろん教具もないわけで、当然手作り(写2-9)となつたものである。



写2-7 輪湖正由（1回）寄贈のノート



写2-8 同上。丁寧に筆記されたノート



写2-9 木曾五木の樹幹解析の標本。左端は第3代校長安藤時雄

五、重視された実習と演習林の設置

1、実習は各種試験栽培から

松田校長の実地を重んじる林業教育は、演習林と苗圃等の設置から始められた。その模様を『木曾山林学校々友会報』(1号・明35)で見てみよう。

先ず演習林に先立つ苗圃の確保から始めた。明治三五年二月、学校の西北、五十メートルほどのところに、一反二畝(約十二アール)の桑畑を借り受け、造林試験苗圃とした。そこでは、二二〇区画に分けて、ヒノキ、サワラ、スギ、カラマツ等について、次の十種類の試験が行われた。担当はその年の最高学年である二年生であった。

①造林試験苗圃における各種実験・実習

播種期試験 ヒノキ、スギ、カラマツ、サワラについて

播種時期の違いによる発芽時期、生育の状況にどのような差異があるか。播種の時期は何時が適当であるか。

播種量試験 ヒノキ、スギ、カラマツ、サワラについて

播種量の違いが、苗木の生育にどのような関係があるか試験

被土試験 ヒノキ、スギ、カラマツ、サワラについて

被土の種類及び厚薄による発芽の遅速、苗木の生育上に如何なる影響をおよぼすかを試験。

日覆試験 ヒノキ、スギ、カラマツ、サワラについて

無蔭、疎蔭、中蔭、密蔭の4種類に分けて、被蔭の有無とその厚薄は苗木の生育上に及ぼすところの状態を試験して適當な被蔭物の種類をきめる目的。

産地比較試験

各地に産する種子を播種して、発芽の遅速及び苗木の成長を試験するもの。内国産樹種、外国産樹種あり。

浸水試験 ヒノキ、スギ、カラマツについて

各種子を十二時間から五昼夜、普通の冷水に浸しておき、これを日陰で乾かして播種したものの発芽の遅速及び苗木の成長上に如何なる関係を及ぼすかを試験。

防寒試験 ヒノキ、スギ、カラマツについて

霜雪寒風の苗木に対する害を防ぐ為に、その設備の違いによる効果を試す実験。

同価肥料試験 ヒノキ、スギ、カラマツ、サワラについて

経済を基として同価の肥料によつて各樹種について肥料の優劣を検定し、適量試験を行い、その結果によつて、肥料の中で最も経済的なものを選ぶことを目的。人糞、人尿、馬糞、米糠、大豆粕、雲苔粕、鰐メ粕の七種について、一種価一錢五厘のもの、その他に無肥の一種を加えて八種で試験。

土壤試験 ヒノキ、スギ、カラマツ、サワラについて

③ 畑の実習と播種試験

その土壤の性質によって、苗木の発育上に及ぼすところの状況を試験して、何れの土壤がその樹種に適当するかを定める試験。

種子大小比較試験

種子の大小は、その発芽の遅速、苗木の生育上に如何なる状態、影響があるかを試験。大小同一の粒数で、ヒノキ、

スギ、サワラについて、それぞれ試験。

◎この他に普通播種の試験として、ぎんなん、くり、あかもつ、きり、くろまつ、みねばり、こうやまき、けやき、ぶな、もみを試験。

② 水田実習と各種試験

水田実習も行われた。西筑摩郡役所前の桑畠を開き、明治三五年に初めて水田に使用したもので、面積三畝十五歩^{せふ}（三・五アール）、耕土はわずか二寸（六センチくらい）で、水持ちの悪い水田であったが、次の四つの試験が行われた。

- イ、種類試験　ロ、施肥量試験　ハ、苗類試験
- 二、苗代比較試験



写2-10 苗畠実習。明治期

畠の実習は、学校の北側に接した畠で、やはり大莢豌豆、大越瓜、南瓜、牛蒡、菖蒲、夏大根等十五種を越える種子の播種試験が行われた。これら実習地における害虫駆除、施肥保護等に関する諸般の作業は、皆生徒の当番を決めて、順番に行つたのである。

また、こうした民有地を借り受けた農地は、明治四二年には、四反一畝十八歩になり、播種試験等を中心に実習が行われていつたのである。

2、演習林の設置と実習

①演習林の設置

林業教育に必要な演習林は、明治三五年三月十一日付けをもって、西筑摩郡と福島町福島区との間に地上権設定及び付帯事項の契約をして、西筑摩郡立甲種山林学校の演習林とした。

その契約概要は、明治三五年四月より、向う七十年を期限として、地上権者は地代を払わず、いわゆる分収林の方法に準じ、相当時期において伐採した樹木の代金は、二分し、その一つを土地所有者（福島区）に配当し、他の一つを郡の所得とするものである。

これは、明治三九年度県立移管になつて、西筑摩郡が持つ権利義務は、総て県に継承され、本校の演習林として引き継がれた。

②そのころの演習林の様子

裏山演習林（福島町福島区所有）

地籍

福島町字城山の内、大沢、仲ヶ沢、岩ヶ沢、姥ヶ沢より脇沢迄、字小平裏

山林反別台帳面積

七十町二反五畝十一歩

実測面積

九十三町七畝三歩

北方に面し、平均約二十度の勾配があり、字城山

御料林の裏手にあり。

現況

ヒノキ、サワラ、モミ、ツガ、アカマツ等の針葉樹及び、クリ、カツラ、シデ、ナラ、ブナその他七十有余の闊葉樹の混生林。

その林相良好なる部分は、間伐、枝打、蔓切等適当な手入法を施行すれば、将来針闊混生の美林を形成する。その一方不完全なる部分は、全部伐採し、その材を利用し、製炭法及び椎茸栽培等、もっぱら生徒の実習用材に使える。

そしてその伐採跡地は、明治三五年度以降、毎年約三町歩余（約三ヘクタール）を継続してカラマツ、ヒノキ、スギ等を植栽している。

大平演習林（福島町福島区所有）

地籍

福島町字城山の内、大平

山林反別台帳面積
十三町一反二畝九歩

実測面積

七町八反三畝十三歩

地勢

東北に面し、平均約三十度の勾配を持つ急傾斜地。

現況

もともと雑木雑草に覆われて、もっぱら福島町区民の柴草採取地であったが、明治三五年度以降は、

本校において毎年春季約二町五反余づつ、三か年間継続してカラマツを植栽した。明治四二年における

林木の生立数は、三万九千余本で、その内発育良好なるものは樹高三間（約五・五メートル）、胸高直径四寸余（約十二センチ）のもの少なからずあり。

伐木、林産物製造、農業実習等、主として季節に関する実習を行はとされた。さらに平素の実習はすべて、学科の進度に合わせて、隔日に行つた。

③演習林での実習開始

記録に残る、演習林での一番古い実習は、明治三五年四月八日から、二年生が、裏山演習林西境の御料林（現、国有林）に近い場所で行つている。

まず一町歩（約一ヘクタール）を測量して、雑木を刈り払い、地明、植え付け、手入れ、運搬など総てをやり、さらに四月十六日から四日間かけて植付けをした。植林内容は、三年生のスギ苗を造林地の下の方に二千本、四年生のヒノキ苗を上の方に五百本植樹したのである。

④実習の定期化と充実

この後も、実習は学科との調和をはかりながら、実習体制及び演習林・苗圃なども整備されて、定期的に行われるようになった。

明治四五年に出された『木曾山林学校』（学校要覧）によれば、定期実習は、春季第一学期の初めにおいて約三週間以上、夏季及び秋季において約一週間以上の終日実習を課し、造林、

当時行われた実習の種類と各学年に対する配当は、図2-4の通りである。



写2-11 立木の高さ測定実習。明治末から大正初期

⑤御料林も学習・実習の場に

さらに実習は演習林だけでなく、本校を取り囲む十余万町歩（約十余万ヘクタール）の木曽御料林も自然の大教室、大実習場として使われた。そこでは主に皆伐作業、択伐作業、伐木運材作業、各種林相観察、植物帯の観察等の実習に使われた。



写2-12 測量実習。明治末から大正初期

六、修学旅行——林学は観察の學問——

初代校長の松田力熊は、前述したように本校の林業教育に関して、その方針を示した。その中で松田校長は、修学旅行を特

図2-4 実習の種類及各学年に対する配当（実習配当表）

に重視した。その理由として、林学は観察の學問であることを強調した。そして、このことは以後の本校教育の根幹になつていつた。

第一回修学旅行 松田校長自ら引率

そのような方針のもと、開校したばかりの明治三四年六月、森林視察の目的をもつて駒ヶ根村（現、上松町）の小川御料林へ、松田校長自ら三四名の生徒引率の先頭に立ち、一泊二日の予定で出かけた。途中では土質、樹木の識別法、林相などを勉強しながら、現地では伐木運材の実況を見学、帰途には苗圃を見学するなどの研修を重ねて無事帰校した。

2、大変だった歩く修学旅行

翌三五年七月、第二回修学旅行が大がかりに行われた。

【日 程】七月二三日～三〇日（七泊八日）

【場 所】塩尻、松本、軽井沢、諏訪、上伊那方面

【主な目的】施業案編成、苗圃、砂防工事、農学校等の視察

【引率職員】大城朝詮、手塚長十、林重郎

【参加生徒】二学年二三名 一学年十四名 計三七名

三七名がたつた十三名に

しかもこの日には二名帰省、さらに脚氣などの病気で五名、翌日にも同様な理由で七名、計十四名が旅行隊を離れた。さらには帰省者などが続き、諏訪、上伊那でそれぞれ視察をしながら、学校へ戻った時には、職員三名は変わらなかつたが、三七名の生徒は、たつた十三名になつていた。大変な修学旅行であった。

しかし本校の「林学は観察の學問」という修学旅行への情熱は、高まることはあつても衰えることはなかつた。

病気とアクシデントの鬪い

当時鉄道は塩尻までしか開通しておらず、全行程の三分の二以上が徒步である。しかし、生徒も先生も真夏の炎天下、元気よく歩いて出発した。途中洗馬で一泊し、国有林や砂防工事現場を見学しながら松本に向かつた。このころから早くも急性胃腸カタルなどで体調を壊す生徒がでてきた。松本から汽車に乗るのであるが、乗り遅れる生徒が出るなどのアクシデントも起つた。

旅館の宿泊拒否と故障者続出

それでも篠ノ井で乗換え、御代田駅下車、午後二時半に予定の宿舎へ到着したが、今度は、旅館の方から食べ物の準備がないことを理由に宿泊を断られてしまつた。仕方なく一里先の宿へ向かうが雨も降り出し、さんざんな旅行になつた。

3、関西への大がかりな修学旅行

明治三六年の新三学年は、関西方面へ実に十六泊十七日の大旅行を決行した。その模様を少し詳しく述べてみよう。

①三学年 生徒修学旅行（明治三六年）

【目的】 吉野林業などの視察

【場所】 関西方面

【引率】 松田校長、米山教諭

【参加生徒】 三年二七名

四月一六日 学校発 妻籠泊り

午前六時半 学校出発

・霧雨

・測高器、歩度計、写真器等を交替して持つて出発

・職員、一年・二年の在学生が町外れまで見送る。

須原 昼食

・雨で草鞋わらじがじゅくじゅくとなる。

妻籠 松代屋に泊まる。

四月二七日 妻籠発 中津川 名古屋を経て奈良着

午前四時 妻籠松代屋出発

・一行は十数の炬火きょか（たいまつ）を手に、馬籠峠を越

える。実に壯観。

・岐阜県恵那郡で郡立の苗圃を見る。

午前八時 中津川停車場着

・郡会議員山瀬辨次郎氏、一行に加わる。

午前九時二〇分発 汽車出発、名古屋経由

午後四時四〇分 奈良着、三山亭に宿泊

・三山亭は公園内にあり、春日山に対し四望画の如し。

四月二八日 奈良発 下市泊

午前 奈良造林試験場長伊原氏の案内で、古跡と造林試験

場を見る。写真二枚撮影

午後 紀和線にて葛停車場下車

徒歩約二里半

午後五時 吉野郡下市着、亀十に宿泊

（奈良県立農林学校職員の配慮による）

四月二九日 雨 下市発 吉野山を経て川上村大滝泊り

午前 農林学校見学

山腹吉野駅 昼食

・案内者を雇つて川上村大滝に向かう。

・嵐により雨風の中を行く。

午後七時半 川上村大滝の宿舎着（同村の林業家上平君の

好意により相当の旅舍）

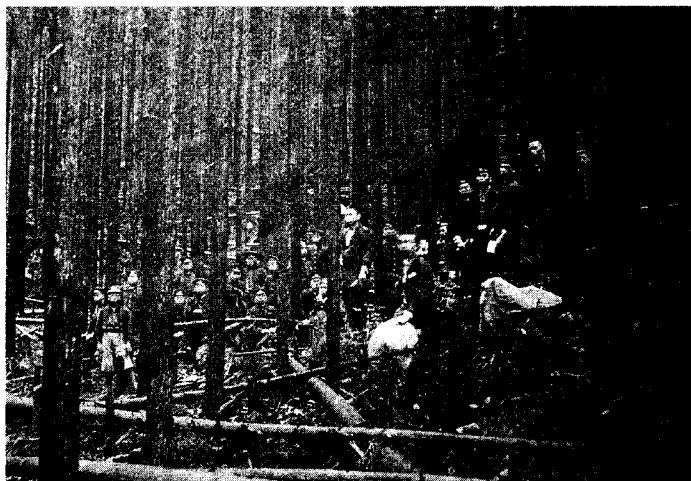
午前四時 妻籠松代屋出発

・皆綿の如くに疲れて到着、全身びしょ濡れ。

四月三〇日 森林視察 大滝発 下市着

早朝 土倉庄三郎氏（六十余歳）、宿舎訪問。

土倉氏、林業について演説（約1時間）



写2-13 修学旅行にて吉野の土倉氏の人工造林地
(輪湖美津子氏蔵)

午前 土倉氏の子息五郎氏の案内で、土倉氏の人工造林を

視察。庄三郎氏は、同日来訪された大分県知事の案内に回る。上平氏は常に先頭に立ち、案内説明の労をとられた。又その所有会社にて茶菓子の接待あり。

午後 上平氏の案内で、松煙製造所を見学。

五車嶺を越える所で上平氏と別れた。

日暮 上市を経て、下市に着く。一昨日の宿に宿泊。

(昨日以来四回撮影)

五月一日 下市発 高野山着

午前六時半 下市発

・五條より汽車で高野口に下車

高野口停車場 昼食

・高野山を登る

午後四時半 高野山頂着、持明院に宿泊

五月二日 高野山発 和歌山市泊

朝 小林区署員の案内で高野山林業の大体を視察

奥の院参拝、下山の途につく。

高野口停車場 昼食

午後一時 乗車

夕方 和歌山市に宿泊

五月三日 和歌山市発 堺を経て 大阪着

朝 和歌山市発 (汽車)

堺市 途中下車して水族館見学 (汽車)

大阪 博覧会前的一小旅舎に宿泊

五月四日 雨天 大阪滞在

林業館を一覧して後、各自随意に他の諸館を見学。

皇后陛下の御通輦を拝する

(第五回内国勧業博覧会)

大阪市天王寺で開催。三月一日から七月三一日まで。入場者四三五万人、出品部門に林業部が独立し

出品。点数も一万四〇〇余点に急増、以後の林業、林産業の発展を助長。このような内国勧業博覧会はこれが最後となる。(注1)

五月五日 晴天 大阪滞在

博覧会の会場を随意に見学

五月六日 大阪発、神戸経由、京都着

午前五時半 宿舎出発

・安治川口から一小汽船に乗船(三時間)

兵庫上陸 神戸にて昼食

・川崎造船所見学、湊川神社参詣

夕刻 京都着

・旅舎は東山に対し鴨川に臨み、眺望よろし。

五月七日 京都滞在

・北山丸太を見るその北山往返の序でに北野、金閣寺等の名所古跡を見る。

五月八日 京都発大津を経て高宮泊り

午前八時出発

・天皇陛下の御通輦を拝して、疎水を溯り大津にでる。

五月九日 高宮発、八尾山国有林視察 名古屋着

五月一〇日 名古屋発 中津川一泊

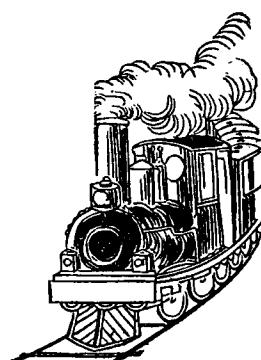
午前中 挽材会社、マッチ製造所、キルク製造所等見学

このように吉野林業、高野山林業、北山丸太などの林業視察、さらに関連して農林学校や内国博覧会の林業館、挽材会社などの見学は、まさに実地の観察であった。

さらに、それのみにとらわれず、古都奈良、京都の見学、堺での水族館、内国博覧会、造船所、マッチ製造所などの見学は、生徒達を大いに驚かせ、啓発するものがあつたであろう。

しかし、旅行そのものは相変わらず大変であつた。雨の中、草鞋を履いての徒步、測高器、歩度計、写真器等の器材をもち、いまだ夜の明けきらない馬籠峠を、十数本の松明をかざして超える若者達の列は誠に壯觀なものであつたといふ。新しいものに向かう若々しい情熱の明かりであつたろう。

この貴重な旅行は、五月の第十回校友会通常例会で、さつそ



く一・二年生全員の前に報告された。また『校友会報』第三号は特集を組んで、その克明な旅行記を載せ、記録として残した。

4、ドイツ人林学者の講演と実習目的の修学旅行

突然、明日は修学旅行だ

こうした修学旅行は、若い生徒達にとつては、当然大きな楽しみになつていった。明治三六年、三年生が関西から帰つてまもなく二年生の修学旅行が行われることになつていた。

しかし、いつ、どこへ行くのか、まったく発表されず、生徒達はやきもきしていたところ、五月二九日午前十一時、突然松田校長から「旅行は明日で、目的地は浅間山の山麓にある落葉松林で、間伐視察である」との命令を受けたという。

生徒達はびっくりするやらうれしいやらで、大急ぎで準備をし、翌三十日、午前七時十五分には学校を出発した。塩尻まで歩き、汽車に乗つて、信越線御代田駅下車。宿舎には三一日午後四時過ぎに到着。翌六月一日、目的地の落葉松造林地へ向かつた。

ドイツ人林学者ヘーヘレ工氏の講演に感激

この時同地には、本多静六博士、農科大学のヘーヘレ工教授（ドイツ人）が来ていた。さつそく本多博士の講演と間伐の実演の後、さらに通訳を介してのヘーヘレ工教授の講演があり、

生徒たちは大いに感激し、ドイツ語学習の必要性を強く感じた。

おそらく修学旅行の日程発表が遅れたのは、松田校長が本多・ヘーヘレ工両氏の日程をにらみ合わせていたのであろう。

翌日には、本多博士指導のもと間伐された落葉松林で、面積の測量、木の生長量の調査をして材積の面から間伐の歩合を確かめる実習などをしている。



写2-14 写真の保存状態が悪くて判明しづらいが、中央が本多博士、向かってその左、眼鏡と髭の人物がヘーヘレ工教授であろうか

その後、長野へ出て善光寺参りの後、苗圃の見学、さらに中野に行き、スギの人工林などを見学して、六月六日帰校し、七泊八日の修学旅行が終わった。

5、必ず参加の修学旅行

①生徒は修学旅行を免れることを得ず

こうして旅行先もその目的によって工夫され、本校教育の大きな土台となつていった。開校当初の郡立木曽山林学校の時の学則には、修学旅行についての規定はないが、県立移管直前の学則改正では、特に「第四章 実習及び修学旅行」として章をもうけた。

その中味は、『木曽山林学校』（明45）によれば次の通りである。

第十二条 第二学年及第三学年ニハ、学術実地指導ノ為メ修学旅行ヲ課シ、林業ニ関スル各般ノ観察をナサシム。
但シ旅行ノ日数ハ第二学年ハ約二週間、第三学年ハ約

三週間トス。

第十三条 本校ニ於テハ殊ニ修学旅行ニ重キヲ置クヲ以テ、生徒各自ノ都合ニヨリ之ヲ免ルルヲ得ス。

『木曽山林学校』要覧（明45）

生徒は必ず参加しなければならないという、大変厳しい学則である。

②修学旅行の学習ポイント

さらに修学旅行の学習ポイントとして、次に十六点を挙げている。

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| ①森林の沿革 | ②造林法一般 | ③森林の保護 |
| ④森林の経済 | ⑤林木の生長及材積 | ⑥森林経理 |
| ⑦伐木 | ⑧運搬 | ⑨森林労働者の組織 |
| ⑩木材の需要供給 | ⑪木材工芸 | ⑫副産物の利用 |
| ⑬竹林の経営 | ⑭地質 | ⑮砂防工 |
| ⑯地理歴史 | | |

さらに見学研修地の大部分が山地であることにより、心身の鍛練になり、その教育効果が大きいことも重要であった。

また、明治四五年五月には中央西線も全線開通し、県外へも容易に出やすくなつたので、訪問地も次第に定着していく。日数、費用を含め概ね次のようである。

第二学年 期間 約二週間 費用 十六円三十銭

（奈良、吉野、高野山、大阪、京都、滋賀などの関

西方面）

第三学年 期間 約三週間 費用 十八円八十銭

(瀬戸、浜松、天竜林業地、秋葉山、横須賀、鎌倉、

東京、日光、足尾、浅間方面)

旅行に関する費用は、当時本校卒業生の初任給（月給）の平均が十四円であったことを考慮すると、十六～十八円は決して安い額ではない。中には経済的に困る生徒もいたと思われるが、本校は、林学は観察の学問である、を以後も強く貫いたのである。

（注1）『総合年表 日本の森と木と人の歴史』日本林業調査会

七、学校を盛り上げるさまざまな行事

1、一大イベント 開校記念祝賀運動会

本校行事の中でも、特筆すべきは運動会であろう。

運動会は、最初は開校記念を兼ねたものであった。明治三十五年五月十五日に「開校一周年記念祝賀運動会」が企画された。当日雨天のため十七日に延期して実施されたが、その名にふさわしい盛大なものであった。その時の模様を次のように伝える。

①木曽山林学校一周年記念 盛大な運動会

会場は本校の運動場ではあるが、当時のそれは旧高等小学校の跡地（現在の福島会館隣の駐車場の辺り）で、狭いグランド

●コラム たつた一人の修学旅行と卒業式

「木曽山林高校新聞」（77号）創立七〇周年記念特集号に、次のような在学中の思い出を寄せた。

当時は監獄の監視をしていた者、小学校準教員、中学中退、妻子を連れている者あり、その生徒たるや全国から集まり種々雑多な不渝いの生徒でありましたが、協力一致、授業はまじめに受けました。

特に記憶に残っている事は、三年卒業にあたり、勉強させて頂ければ卒業の免状などいらないと、必修の修学旅行に行かないでおりました。ところが先生方から学科が出来ているのでは是非ともという事で、一人で熊野街道を数日歩き、吉野林業や京都の北山丸太の視察をして報告書を出しました。この結果、四月中旬私一人の為に卒業式をして頂き、第三回卒業生の数に入れていただいた事です。

「林学は観察の学問なり」の方針を貫きながら、生徒への配慮を忘れない先生方と、その意気に応え、修学旅行にたった一人で出かけた生徒の気概を示す話である。三宅は明治三九年四月、本校を卒業した。

である。しかし、そこに赤白青黄の旗が幾流となく風に翻った。来賓として、裁判所、郡役所、警察署、税務署、銀行会社、郡参事会員、福島町役場、各学校職員等八〇余名が集まり、学校から、「木曽山林学校一周年記念」の手拭が記念品として配られた。一般的見物客も集まり、おおよそ数百名に達したという。

午後一時、競技開始。徒歩、障碍物、戴囊^{たけのう}、旅装、提灯、スプーン、高飛び、幅飛び等の競争、さらに来賓職員による競争、福島学校生徒、師範学校第三種講習科生徒による競争もあった。中でも人気種目は高飛びで、平行に張られた縄を、竹の棒を突いて飛び越すもので、特に上手な者は一丈余り（約三メートル）ほどの高さを超えて、満場拍手喝采して止まなかつたという。今のは高飛びのことであろう。もちろん上位者には賞品が授与された。

さらに競技の途中に角力野仕合、軽気球の飛揚等の余興も加わり盛り上がりついた。こうして午後五時半にはすべての競技が終了した。

②人気の運動会 学校と地域の一大イベント

翌三六年の第二回運動会はさらに盛んとなり、朝から実施された。校門には緑のアーチが作られ、会場内は競技場と観客席とが、繩で仕切られていた。しかし当日は、千人を超える観客

のため、揉み合い押し合い、雑踏甚だしく立錐の余地もなく、競技場内に入るのを押さえるに困つたという。

こうして地域の方々にも楽しい行事になり、第四回運動会では五千人ほどの観客が押し寄せたという。まさに学校と地域の一大イベントになつていった。

③日露戦争の陰

こうした運動会にも、國際情勢特に戦争の影響が色濃く反映された。日露戦争の真っ直中、明治三八年の第三回運動会では、运动会に先立つて、模擬突撃訓練が行われた。

午前七時集合の喇叭（ラッパ）。生徒達は隊伍を組み、整然と行進して校門を出発。町内にある金刀比羅山を、満州の哈爾賓（現在の中国東北区にある中心都市ハルビン）に見立てて、その哈爾賓（ハルビン）占領の目的をもつて進軍し、一斉射撃の後、突撃し全くこの地を占領し、日章旗を押し立て凱歌をあげて帰校した。「時に八時半、校友会員の意氣社にして勇気万軍を圧するの風あり。たちまち号砲一発競技は始まりぬ。」といふ。

尚、多くの犠牲者を出したこの日露戦争にも、本校卒業生の中に召集された方がおり、中村茂（一回）・志津辨次郎（二回）戦死の悲報が本校にも、同年にもたらされている。

④春の開校記念と秋の運動会

こうした盛大な「開校記念祝賀運動会」は、明治三九年の第五回から、開校記念行事と運動会に分けられた。即ち五月には開校記念行事、秋には運動会が実施された。さらに軍事演習のようなことは、発火演習としてやはり別の日を設けて実施されるようになつていった。

しかし運動会は、町内有志からの優勝旗、東京時事新報社から金杯、大阪毎日新聞社から銀杯などの寄贈が相次ぎ、出店もでるなど、ますます盛り上がっていった。

2、開校記念日 五月十五日

祝砲とどろく

明治三九年から、運動会とは別に行われるようになつた開校記念日の行事も、毎年五月十五日に盛大に行われた。

明治四二年の第九回本校創立記念祝賀会では、午前一〇時から式典が行われた。式場内はもちろん飾られ、校庭にも幾十の万国旗がはためき、祝砲がとどろいたという。

という。

その時の生徒の感想によれば、「愉快で愉快でならぬ」「滑稽の所或いは涙を流して同情を表する所もあつて大喝采」「会員は皆顔に満足の色をほのめかして、口々に余興の事ども語りながら分れた。」といふ。

今日まで受けつがれる開校記念行事

こうした開校記念日は、現在も受け継がれ、毎年五月十五日には、時代により規模の大小はあるものの何らかの記念行事が行われている。さらに一〇年毎に盛大な記念式典を実施している。

創立記念祝賀夜会と楽しい余興

これだけにとどまらず、夕方四時には、赤飯のご馳走が生徒達にも出され、万国旗を提灯にかえて校庭を飾つた。そして五

時からは創立記念祝賀夜会が開かれた。場所は雨天体操場。五分間演説の後、余興に入った。その時の模様を次のように伝えられる。

雨天体操場の周囲の壁は青赤の幕、正面には四つの教壇を並べ、その上に青い毛氈をかけた。生徒はその周囲にそつて、畳の上に大あぐらをかいた。常に音楽隊が威勢よく演奏し、生徒一同は開校紀念祝賀歌や唱歌などを歌いながら、今日のめでたい日を祝つたという。

余興の出し物は、新体詩吟、勇壮活発な剣舞、琵琶歌は川中島、謡曲は羅生門、手品（化学の応用等）、活人画、茶盆狂言（喜劇・皆熱心に演じた）があり、夜のふけるまで楽しんだ。

木曽山林学校万歳で閉会した時には、午後十一時ころであつた

3、実戦さながらの発火演習

敵地占領のような模擬軍事演習も、運動会から分かれて、独立した行事になり、さらにその規模を大きくし、発火演習として行われた。

発火演習というのは、銃に弾丸を詰めずに、火薬のみの空砲をうつものであるが、その他は、実戦さながらに行われたのである。

明治四二年十一月十三日、日義村小沢原で行われたそれは、午前十一時一同校庭に整列し、これを南北両軍に分けて、次のような想定で行われた。

(北軍の想定)

- ①福島南方高地（俗称小丸山）付近において、不利の戦闘を交えたる北軍の一個大隊は中仙道を敷原方面に退却中。
- ②南軍の一個大隊は、この敵を追撃中なり。
- ③大隊長は川崎小隊をして日義村字小沢南方付近に位置を占め大隊の退却を援護せしむ。
- ④午後一時、北軍大隊は新開村栗本を通過する際、当小隊をもつて南軍の追撃を阻止せしむ。
(注意)・七笑橋は破壊のこと。
・停止斥候七笑川付近に数名あり。
・北軍は白帯をつける。

(南軍の想定)

- ①南軍大隊の前衛なる第一中隊より尖兵として出されたる、征矢野小隊は、午後一時、新開村字上田に到着せり。
- ②斥候の報告に依れば日義村字小沢南方付近に敵の一部陣地を占領するものとのようである。

このような想定で、先に南軍が出発、やや後から北軍が出発。午後一時半、新開村字上田に到着したところで、想定通りの銃撃戦（ただし空砲）を展開。銃撃戦の後、ラッパの声で休戦、午後二時終了。

午後四時、隊伍を整えて校歌勇ましく威風堂々と帰校した。

4、探検遠足部と生徒の心意気

当時校友会の中に探検遠足部があつた。本校のように山のことを学ぶ学校にふさわしかつたであろう。部員だけでなく、時々全校生徒に呼びかけて、登山を実施してきた。

登山希望者が多く土曜日は臨時休校
明治四〇年九月十一日の金曜日に、土・日曜日を利用した、御嶽山、木曽駒ヶ岳登山を呼びかけたところ、希望者は、御嶽山に四〇名、駒ヶ岳に二〇名が集まつた。そこで応募者多数につき、学校側と交渉した結果、土曜日を休みとし、日曜日とあ

わせて二日がかりで実施することとした。

その結果、御嶽山に五〇名、駒ヶ岳に二〇名が登山し、天気にも恵まれ全員無事帰校したという。学校の粋な計らいと生徒の心意氣であろうか。

このような山登りだけでなく、冬は兔狩りなど、さまざまな企画を提案し実施していくた。

わが国の登山史に残る業績 鶴殿正雄 三年

なおこの探検遠足部の部長を務めた鶴殿正雄（3回）は、三年在学の時（明治三八年）九月十二日、日本人の登山家として初めて前穂高岳の登頂に成功していた。わが国の登山史にも残る大きな業績を残したのである。本校ならではの探検遠足部であろう。

上條武『孤高の道しるべ』銀河書房



写2-15 駒ヶ岳夜行登山の勇士たち。明治36年10月18日
(輪湖美津子氏蔵)

5、さまざまな青春

①庭球部の活躍

庭球部の活躍も生徒たちをわかつた。明治四二年十月十四・五日に上田中学で行われた第八回県下中等学校聯合大運動会に、本校庭球部が出場した。三度目の正直で、飯山中学、上田中学を破り四位に入賞した。その報に喜んだ在校生達は、七笑まで出迎えにいったという。本校に現存する記録の中で、最初に登場した運動部の活躍の報告である。

②醤油以外は全て生徒諸君が作つたもの

明治三五年十一月三日の天長節は、午前九時から十時三十分まで講堂で式を行つた。その次第は次のようである。

一、御真影講堂に安置

一、一同着席

一、一同敬礼

一、開扉

一、校長一同に代り

謹んで天皇陛下の万歳を祝し奉り

謹んで皇后陛下の万歳を祝し奉る

一、一同最敬礼

一、君が代（奏楽）

一、勅語奉読

一、勅語奉答

一、校長祝辞

一、一同最敬礼

一、閉扉

一、奉置所へ移し奉る

八、寄宿舎の青春

1、校舎内的一部を使って仮寄宿舎

本校伝統の寄宿舎生活も、開校と同時に始まった。

学則により、「通学デキナイモノハ皆寄宿舎ニ入ラシム」とし、さらに西筑摩郡も入舎する本郡出身の生徒には補助金を出すなどのバックアップをした。

しかし残念ながら、明治三四年四月の開校時には、寄宿舎の建築が間に合わなかつた。やむなく初年度は校舎内的一部を使つて仮の寄宿舎とし、三〇名ほどの舎生が狭くて不便な寮生活を強いられたのである。

2、新築の寄宿舎完成

その式の後、同じ場所で、参加した生徒・職員・来賓一〇〇有余名全員で昼食をとつた。その時松田校長は、来賓に対して、醤油以外は全て生徒諸君が作ったものであると紹介し、生徒達の実習成果を褒め、その労をねぎらつた。収穫祭を兼ねたものであろう。

3、寄宿舎の日課

しかし、翌三五年四月五日、新入生が入学する直前に校舎裏に完成した。当時の校舎が現在の福島会館のあたりにあつたといわれるから、その近辺であろう。新築の寄宿舎は本館棟が一棟、食堂、炊事室、病室の計四棟の立派なものであつた。

こうして、本校の寄宿舎は発足した。寄宿舎での生活の模様

を、明治三八年の『校友会報』(5号)は次のように伝えている。

舍生は、おおよそ七〇名ほどで、毎月二〇日ないし二五日に五〇銭を寄宿料として郡役所に納め、食費は一ヶ月に約四円五〇銭であつた。各室毎に室長一名を決め、さまざまな諸務をおこなつた。

毎土曜日の夜は、午後五時半より同八時五〇分まで外出を許され、平日のストレスを発散した。土日の両曜日は帰省ができたが、平日は、保証人の証明書が無くては許されなかつた。

毎日の日課は次のようである。

午前の部	五時半	起床
	六時半	朝飯
	十二時	昼飯
三時より五時二十分钟迄	外出時間	
三時より五時一十分迄	入浴時間	
五時半	夕飯	
五時半	閉門	
七時より八時半迄	自修	
九時	人員検査	
九時半	消灯	

自修時間は静かに取組む伝統

舍内では常に静謐を心がけ、特に自修時間になると、人がいないほど静かに勉強に取り組んだ。

起床ベルが鳴るや否や、直ちに起き、二度目のベルが聞こえると、直ちに各室前に整列して人員検査を受け、朝飯が終ると登校の用意などをした。放課になるとある人は外出したり、運動したりする、その後入浴し、夕飯をいただき、再び運動場に行く者や、机に向う者もいる。自修時間が終り、夜の人員検査をうけて就寝し、消灯になるのである。

今日も次の日も同じように過ごすのであるが、誰れ一人として怠る者はいない。「嗚呼現代の寄宿舎や制度完美^{マヤ}して徳風舍に満つ。誠に一つの良家庭ならずや。」という。

宿泊棟の増築

さらにはこの寄宿舎に関する細則も整備され、明治四五年の『木曾山林学校』によれば、宿泊棟がもう一つ増えていた。その舎内を十五室に分け、上・下級生が一緒で四ないし七、八名を一室に割り当てた。

炊事・入浴・購買組合

炊事は毎月輪番で炊事委員を各学年より二名選び、三年は主に食費の徴収、会計、献立の決定、二年生は食事の数調べ、一年は飯米の数量を計るなどの仕事を分担した。実際の調理は炊

夫を雇つてお願いしたが、その監督はこの委員がしたという。

浴室は一回に十名ほど入れる風呂で、夏季の二・三ヶ月間と実習中は毎日、その他の日は隔日で入浴できた。

また舎内では購買組合をつくり、市価よりも安く、生徒の使う文房具、衣類、お菓子などが売られていた。また、図書室も設けられ、生徒一人が毎月五銭づつお金を出し合い、図書、新聞、雑誌などを購入して、閲覧できるようにした。その利用の模様が『校友会報』九号の中で若林花冠者なる君は、次のように述べる。

多種の新聞・雑誌

寄宿舎にては、月に日に新聞雑誌の、入り込むものがとても多い。とりわけ信濃毎日を第一とし、長野、信州萬朝、読売の順で数えることができる。さらに各他府県の新聞もある。雑誌は、中学世界、農業世界を始めとして、政治、実業、文学、宗教の諸雑誌も少なくない。

わが校における有為読書の多読者が多いことは、喜ぶべきことで、この傾向が永久に続くことを願つてゐる、と結ぶ。

火鉢を囲んで団欒

十一月になれば、各室に火鉢が入り、生徒達は大喜びで、そのまわりは同室の者同士の団欒の場に変わり、火鉢を囲んでその日あつたことや、ゴタ八百を吹き立てて互いに大笑いするな



写2-16 新開杭ノ原にできた木曽谷第1号の福島発電所 (木曾福島町『写真集飛躍のあしあと』)

写2-17 今も演習林内に残る水力発電所の

導水路 (二林班)



ど楽しい時間となつた。遠く故郷を離れて学ぶ生徒達には、この団欒に随分慰められ、よい思い出になつたという。

もちろん悩みもあつた。やはり若林によれば、「魚芳」という料理屋が、寄宿舎と相対し、朝夕三弦を弾き、俗謡をうたい、その声や音が直接寄宿舎に飛び込みかなわなかつたという。

電灯がつき幽靈も影を見せぬ

それでも寄宿舎生を最も喜ばしたのは、明治四一年四月から、電灯がついたことである。寄宿もお陰で大いに便利となり、掃除当番も泣顔をしなくて済む。以前はランプの細い灯心の光りで、なんとも心淋しいものであつた。いやな噂の絶えない東舎の便所も、今は五燭の電灯がこうこうと輝いて、近ごろはどうやら幽靈も影を見せぬようになつたことであるといふ。

九、諸種の会合

前述した学校・校友会・寄宿舎などにおける行事を含め、一括して、その一覧が、『木曾山林学校』要覽（明治45）に、「諸種の会合」として、図2-5のように見える。

●コラム 寄宿生の楽しみ 町に木曾校友俱楽部

明治四年一月、校友会では、その事業の一つとして「木曾校友俱楽部」を開設した。

これは校友の風偽（行儀、作法）を高め、娯楽を通じて親睦を深めるもので、町内中央橋のそばに建物の半分を借りて、そこを「俱楽部」とした。そこは生徒達が集まつて娯楽などを楽しむ場所である。

中はに三室の座敷があり、裏は木曾川に臨み、表には梨の老木が木陰を作つており、夏は涼しく、冬は炬燵があつて寒くない。また、囲碁、将棋、クロックなどを備え付け、蕎麦、菓子、果物も用意してあつた。

今日からすれば、うらやましい限りではあるが、その反面厳しい規則もあつた。それは使用できるのが、寄宿舎の外出許可のおりる時間内に限られ、さらに町内の他の飲食店への出入りが厳禁されたことである。

第一部 百年のあゆみ

図2-15 全校生徒に関する諸種の会合

会期	名 称	(1) 全校生徒一般に関するもの											
		毎月第 曜日			毎週日			土曜日			毎月第一 土曜日		
十月	九月 仲秋 日	九月 日	七月 旬	五月 上	五月 十	五月 日	五月 十五	三月 廿六日	二月 下	二月 十九日	一月 十九日	不定期	会期
運動会	遠足会	観月会	魚獵会	開校記念日	慰藉会	入学学生歓迎	留別会	雪中行軍	紀元節祝賀	新年会	部長会	矯風会	校友会例会
諸般の競技余興	茸狩山行薩摩汁 鍛練	郊外夜行夕食携行	附近小川に漁、昼食 野外夕食余興	諭告講演	茶話講演	卒業生送別（茶話）	兔狩、難苦鍛練	擊劍仕合士氣振興	祝辭演説（雑煮）	議	校友会事業の研究討 究	風紀振東校風振作	会員の研究発表意見 交換
附近遠足	事あり	明月の夜	実習終了	全上	ふ事あり	終日挙行	終日挙行	終日挙行	終日挙行	ふ事あるべし	校友会例会と併せ行 ふ	校友会例会と併せ行 ふ	備考

十一月 十二月 廿六日 三日	奉 年会 茶話講演 農產物試食	忘年会 茶話會 練習競技	不定時 全上	不定時 全上	寄宿生に関するもの 名 称 事 業	(2) 寄宿生に関するもの 名 称 事 業		
会期 毎月一回	会 期	探險會 弓擊劍球會 全上	弓擊劍球會 全上	弓擊劍球會 全上	弓擊劍球會 全上	弓擊劍球會 全上		
通学会	名 称	全上	全上	全上	全上	全上		
茶話、相互戒飾智德研修	事 業	不定時 臨時 每月末 不定時 每月末 全上 不定時 每月末 每月会 同室会 委員会 事 業	不 定 時 臨 時 全 上 不 定 時 每 月 末 室 長 會 各 室 參 與 會 其 他 事 項 談 話 茶 福 引 茶 話 會 食	組長會 室長會 獻立を季節料理とし毎月末 室替前奉行 献立の調製、食費の収支決 算食料品の購入、炊夫使役 其他炊事事項	舍生の編成、風紀、衛生、 其他寄宿舎に関する事項 一般の協議 各室取締に關し右全上	備 考	備 考	備 考
		(3) 通学生に関するもの 毎月会と併せ行 ふことあり					ふ事あり 校友会例会と併せ行 天長節	

第四節 校友会と『校友会報』の発刊

太田 貢 杉本 貢
近藤昌平

一、校友会の誕生

学校の教育活動の中で、授業、実習などの他に、生徒が主体となつた様々な活動がある。本校で、それを担つたのが校友会組織で、開校後まもなく組織された。その間の模様は、『校友会報』第一・三号に詳しいので、それをもとに述べると次のようである。

1、校友会の結成と挫折

本校の開校した明治三四年（一九〇二）七月、生徒たちが「会員相互の知識を交換して、親密を図り、一致團結するの精神を鞏固にするといふ目的」で、「木曽山林学校校友会」を結成した。七月の第二日曜日に創立会を開催し、六〇名の生徒が集まり、役員と会則を決定した。

役員は次の通りである。

会長	一学年	斎藤正雄
副会長	〃	坪倉藤三郎
幹事	〃	中村 茂
		岡田十一郎

一年の生徒ばかりで、二・三回例会を開いたが、回ごとに衰微し、ついに一時中止の事態にまで追い込まれてしまった。

そのときの苦境を、副会長の坪倉藤三郎は、「本年（明治三五）四月、即ち学年試験後に至つて、校長始め先生方より、時々校友会は如何に。所謂有名無実に終るではないかと問はれても、何とも答へる事が出来ない様な訳で誠に遺憾千万でありました。」と後年語つてゐる。

この時、坪倉は生徒とはいえ、明治三年生まれの三二才であるから、松田校長や手塚教諭よりも年上であつた。旧友からは「坪倉オーレド」の愛称で慕われ、一目置かれた生徒である。责任感の強い坪倉らは、そのような事態を憂えて、「本年五月吾々協議の上、本校校長を会長に推戴しまして、校友会を復興し且つ組織を改正した」という。

2、師弟一体となつて「校友会」を再興

そこで、開校二年目の明治三五年五月、会員の構成を拡張し、会則、役員を決め直して、「木曽山林学校校友会」が再度、出発し直した。

即ち、会長に松田校長、幹事長に手塚教諭を据え、幹事及び

会報の編集委員に生徒が加わった形にした。さらに名譽会員として渡辺郡長ら三名、特別会員として浮田教諭はじめ学校職員・都有識者の二七名、通常会員として全校生徒八六名が加入了。総勢一二八名の大きな組織に変わった。

会長	校長	松田力熊
副会長	教諭	大城朝詮
幹事長	〃	手塚長十
編輯長	〃	林 重郎
幹事	二学年	中村 茂
	一学年	近藤昌平
編輯員	二学年	杉本 貢
	一学年	西尾忠治
	二学年	齊藤正雄
	一学年	坪倉藤三郎
名譽会員	西筑摩郡長	三沢義治
特別会員	教諭	遠藤宗作
校医	今井碧海	林 義男
その他	郡内有識者	蜂谷光香
通常会員	一・二年生	渡辺秀之丞
	八六名	他二名
	以上一二八名	

こうした強力な体制で、再出発し直し、活発な活動が始まつ

た。この新しくできた校友会は、教職員と生徒及び卒業生との結び付きを強くする等、大きな力を發揮した。
加えて地域の有識者を交えた組織であつたことで、生徒たちに幅広い学習の場を提供した。こうして、この会は親睦の枠を越え、研修研鑽の場に変わり、以後本校の教育活動を大きく支えるものとなつていつた。

さらにこの会は、本校卒業生の組織である「蘇門会」につながり、また学制改革後の生徒自治会そして現在の生徒会につながり、その後の図書館教育にもつながるものを、既にその中に持つていた。それらのつながりゆく過程は後述する。

二、校友会の活動

1、活動の目的

会則第三条によると、会の目的達成のために、次の方法を設けた。

- ①機関雑誌として、年二回校友会々報を発刊し、会員に分かつこと
- ②学理経験に富んだる人士を聘し、演説講話を乞ふこと
- ③集会を開きて会員各自の意見を陳述すること
- ④有益なる書籍、新聞、雑誌等を備置き、会員の参考に供す

ること

さらに、第八条には、「毎月第二日曜日を以て開会す」とあり、毎月定例会を設けた。また一ヶ月一〇銭の会費を集めて会の運営をすることも会則の中に盛り込んだ。

2、毎月の通常例会とその活動

こうして校友会は軌道に乗った。第一回の通常例会が同年六月八日の日曜日に開催され、八月は暑中休暇のため休んだが、毎月定例会が開かれていた。翌三六年の第八回の通常例会をみると、次のようにある。

第八回通常例会 同二月八日 日曜日
午前十時開会す。出席会員七十九名にして、特別会員（郡会議員）十六名臨席せらる。

会長先づ開会を宣し、続けて本会の創立以来今日迄の経過及び将来の希望を述べられ、次に特別会員山瀬辨次郎氏の一場の演説あり。続けて左の諸氏の演説ありたり。

- 一、接木造林法 青木正秋
- 二、農業に就きて 松井定道
- 三、我國林業の有様 藤原周紫

四、石川県山林の荒廃

小滝升太郎

五、造林法に付き

南村末吉

六、吾人の勤め

中沢亀吉

七、落葉採取の不利

正又実次郎

八、森林の効用

古根 是

九、蚕病消毒と森林

福田友次郎

十、洪水の話

福井利吉

十一、接木法

大森久次

十二、樹木の枝打ち

征矢野克巳

十三、木材と鉄

輪湖正由

終て本日列席せられたる特別会員に本会報第二号を送る。尙特別会員諸氏より本会員一同へ菓子一袋宛寄送せらる。

毎月の例会毎に特別会員が出席したわけではなく、普段の通常例会は、校内の生徒、職員でやることの方が多い。

このように意見発表の機会を主に設けた。内容は森林・林業に関することが大部分をしめた。ときには修学旅行の報告等もあつたが、それとも内容は森林・林業に関することが大半であつた。

また本多静六博士の講演や修学旅行先で聞いた説明の要点を復唱し、自分自身の確認と得た知識の共有化をはかる者もいた。時には、土曜日の夕方に開催し演説の後、幻灯会（スライド映写会）が開かれた。内容はドイツや中国の森林の写真、吉野、

京都北山、帝国大学（東大）の演習林、木曽における伐木運材の写真などで、説明がなされ、生徒たちは「有益且つ愉快」であったという。

時には過激な言い方をする生徒もいたのであろうか。第二回のとき、会長の松田校長は「演説者は人身の攻撃的語句、また政事上に閑した語句、風俗を壊乱するの語句等を唱ふる事を禁じ置く。若し之らに該当する語句と認めた時は中止を命ずることあり。」との注意を会に先立つて行つてゐる。

さらに、この会は全員が参加するので、種々のことが相談されていった。例えば、校友会で購入する新聞雑誌の種類の選択については役員に一任することを決議（第一回）。運動器械の購入について協議したが否決（第三回）などである。

3、校友会の会計

もちろん会の会計報告もなされた。会の様子を会計面からみると次のようである。

木曾山林学校々友会費 第二回会計報告

（第一回会計報告より明治三六年十二月三十一日迄）

経常部

収入	一金	一六一円	会費収入
	一金	一三三円二三錢	雜収入

これを見ると、最大の出費は会報の発行である。会報につい

		支出	計金	
一金		一金	一一円七一銭五厘	前回より繰越金
		一金	九四円 四銭	会報印刷費
		一金	五円五四銭	消耗品費
		一金	一円八九銭	通信運搬費
		一金	五円六〇銭	器具器械費
		一金	二〇円 六銭	新聞雑誌及書籍購入費
		一金	二三二円一〇銭二厘	臨時部へ繰入金
		計金	一六一円二三銭二厘	
		差引残金	二四円七〇銭三厘	
臨時部				
収入	一金	三四円五〇銭		
	一金	一二円一〇銭二厘	寄付金収入	
支出	一金	五六円六〇銭二厘	経常部ヨリ繰入	
	計金	五六円六〇銭二厘		
	計金	五六円六〇銭二厘	第二回開校紀念運動会費	
	差引残金ナシ			

右之通り相違無之候也

明治三十七年八月 幹事長

『木曾山林学校々友会報』第四号

ては次に述べる。前述の運動会も臨時の特別会計を設けて、校友会の大きな行事になつてゐることがわかる。

三、校友会の会則改正 より生徒の自主的運営に

こうして出発した校友会はさらに活発になり、生徒たち自身で進めることが有効であることが多くなつて、組織の変更の必要性が論議されるようになった。

そこで、明治三八年十月の通常定例会で、米山副会長から組織改正の提案があり、十七名の生徒委員を選んで具体的な作業を委任した。

翌月の通常例会で発表された改正の骨子は、会長・副会長を除く他の役員は通常会員（生徒）から互選によつて選ぶこと。各部門をわけてそれぞれ役員を決めて運営すること。そして職員は各部の顧問となり助言の立場になること。

さらに卒業生を特別会員として正式に位置づけ、年会費として五〇銭を決めたことである。

そのところを改正された会則でみると次のようである。

第三条 本会ノ目的ヲセンガ為ノ左ノ方法ヲ設ク

一、機関雑誌トシテ年二回校友会々報を発刊シ会員ニ配付ス
ル事

二、学理経験ニ富タル人士を聘シ演説講話ヲ行フ事

事

第四条 本会ノ事業ヲ分カチテ左ノ如クス

一、研究部 二、雑誌部 三、擊劍部 四、庭球部
五、弓術部 六、探検遠足部 七、会計部 八、庶務部

第八条 本校ニ関係アル諸士及ビ本校卒業生並ニ本会ノ趣旨ニ賛成セラル、諸士ヲ以テ特別会員トス

第十条 本会ノ会務ヲ整理セシ為メ左ノ役員ヲ設ク

一、会長 一名
二、副会長 一名

三、理事部長副部長及び委員ハ六ヶ月間トス

四、顧問数名
五、理事 六名
六、部長 八名
七、副部長 八名
八、委員 各部若干名

第一一条 会長ハ本校校長ヲ推戴シ副会長ハ本校教頭ヲ推薦スルモノトス

第一二条 顧問ハ各部ニ之ヲ置キ会長ヨリ本校職員ニ委嘱スルモノトス

第一三条 理事ハ通常会員中ヨリ互選スルモノトス

第一四条 正副部長ハ各部各一名宛トシ通常会員中ヨリ互選スルモノトス

(明治三八年十一月改正)

三、集会ヲ開キテ会員各自ノ意見ヲ陳述スル事

四、運動技芸ニ関スル会ヲ催スル事

五、有益ナル書籍新聞雑誌等ヲ備ヘ置キ会員ノ参考ニ供スル

改正が決まると早速その場で、生徒役員の選出が行われた。

こうして、今日の生徒会活動、特に部活動と変わらない組織が実現した。さらに卒業生を特別会員として組織したところに後年の蘇門会へつながるものもできた。その意味でこの会則改正は本校にとつて大きな意味を持つものであった。

さらに明治四二年には、校友会の中に矯風会が新たに設立され、八名の委員が当選した。これも現在の生徒会校風局に通ずるものである。

四、『校友会報』の発行

1、校友のきずなと団結

校友会の中でも、大きな活動の柱になつてゐるのが『校友会報』の発行である。前述の会則に「機関雑誌として年二回校友会々報を発刊し会員に分かつこと」とうたわれ、第一号が明治三五年一〇月に発行された。巻頭に「発刊の辭」をあげ、その目的を「校友会報は校友相互の氣脈を通じ知恵を研かんが為に」とうたい、会報への協力を訴えている。

校友会創設に尽力した坪倉は、第一号の「山林校友会々報の発刊を祝す」との記事の中で、機関雑誌の誕生を「私等は実に此好い機運に際会するの幸福を得ましたので欣喜雀躍に堪えません」とその喜びを述べている。そして自らも編集委員をして

●コラム 月夜の生徒飲酒事件

第二代の江畠猷之允校長は、本校に赴任した時には、まだ数え年三〇才の独身。しかし生徒の中には自分と同年代の者や、なおかつ結婚して奥さんがいる者もいた。

そのような中では、飲酒、喫煙は公然の秘密であったが、江畠校長は自宅通学者以外は総て寄宿舎に入れて、酒とタバコを禁止した。自分としても思い切った指導であつたが、生徒は随分苦痛を感じながらも従つたという。

ところが中に一人非常に酒好きな男がおつて、先生が厳しく追及したら、ついに月夜の晩に、ひそかにクスリの空き瓶に酒を買って来て、校庭の木馬の上で、月見をしながら酒を飲んでしまった、と自白したという。

先生はこれを聞き、かえつて風雅な趣を感じて同情したが、その生徒の将来を諭してことなく解決したといふ。

〔二十五年前の追憶〕（『蘇門会報』第七号）



いはる彼は続けて、校友会の団結を訴え、その団結のもと、「林業上に於ける知識の交換をなし、又会員相互の動静を知る機關たる本誌によつて氣脈を通じたいのである」と、『校友会報』にかける期待を述べている。

この『校友会報』は、その後も文字通り、校友会の団結により、期待以上のものに発展していった。

2、『校友会報』第一号発行 高いレベルの内容

その主な内容を、第一号にみると次のようである。

木曾山林学校々友会報 第一号

発刊の辞

林業の方面より観察したる森林教育

松田力熊

御料局技師林学士

江崎政忠氏演説

農商務省営林技師

水戸章造氏の演説

図書審査官農学士

針塚長太郎氏演説

山と川に付きて

通常会員 三澤義治

日本産重要針葉樹種子識別法

通常会員 坪倉藤三郎

山林校友会々報の発刊を祝す

通常会員 坪倉藤三郎

植林の急務

通常会員 坪倉藤三郎

我が国人天性植物を愛する志想に富む事を述べ

通常会員 西尾忠治

二四

二〇

一七

一二

一〇

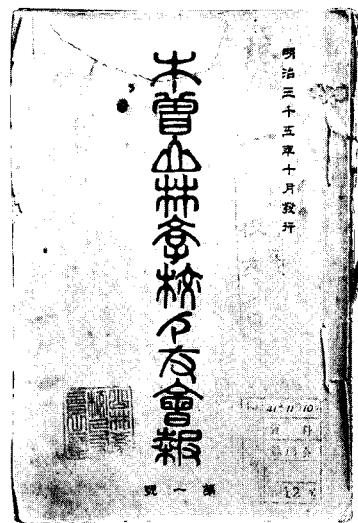
一

一

実験談	通常会員 中村 茂	二五
第一回木曾山林学校生徒修学旅行記		二七
西筑摩の林業		二六
林業試験苗圃演習地		三三
第一表 播種期試験	第三表 被土試験	三五
第二表 播種量試験	第四表 日覆試験	三七
第五表 產地資格試験	第六表 浸水試験	三九
第七表 防寒試験	第八表 同価肥料試験	四一
第九表 土壌試験	第十表 種子大小比較試験	四〇
農業実習地	開校一周年紀念祝賀運動会	四二
寄宿舎建設	四三	四三
御真影奉迎の次第	四四	四四
証書授与式	四五	四五
職員任命	四六	四六
長野県西筑摩郡立甲種木曾山林学校學則	四八	四八
木曾山林学校々友会々則	五一	五一
木曾山林学校々友会の沿革	五二	五二
六二	六〇	六〇

(表・裏紙を除く総ページ 六六ページ)

3、困難な編集を乗り越えて



写2-18 「校友会報」第1号

この会報の出版は、実に大きな困難をともなう事業であった。まず、編集に当つてのさまざまな仕事の負担である。その経費も前述のとおり校友会費全体予算の半分をしめるなどお金がかかること。さらに当時の福島町には印刷所がなく、中央線のまだ開通していない中、郡外の印刷所に依頼せざるを得なかつたこと。従つて印刷の校正もままならず、大変苦慮した。この結果、毎年二回の発行はもちろん、年一回の発行もできない年もあつた。

しかし会報発行の情熱は失せたわけではなく、黙々と粘り強く続けられた。途中でその名称を『岐蘇校友』に変え、十一号まで出された。その後はさらに発展して月刊誌になつていった。

創刊号といふことで、林業関係の名士の演説が並んだが、校友である通常会員の寄稿も並び、その目的は果たしている。

さらに「林業試験苗圃演習地」を載せ、本校の苗圃演習地での、さまざまな実験結果とその考察であり、大学の紀要（研究論文雑誌）にも匹敵するレベルの高いものとなつてゐる。また、

当時教科書がなく、「日本産重要針葉樹種子識別法」、「西筑摩の林業」などは、教科書替わりともいえよう。さらに学則、校友会々則、名簿を載せ、当時の学校を知る重要な記録となつてゐる。

木曾山林学校々友会報 第二号 明治三六年 一月発行

論説として松田、大城両先生の他に生徒十一名の作品が載る。学術として松田、米山両先生の論文、雑録として四名の生徒作品、雑報として修学旅行記等、最後に本会彙報として会員の異動を載せている。校内に残されたものは最

後の部分（九三ページ以降）が欠損につき、最後は不明。
（現存総ページ数、九二ページ）

木曾山林学校々友会々報 第三号 明治三六年 九月発行

修学旅行の記事がたくさんあり、その特集となっている。三年は奈良、吉野林業、高野山林業を見学後、大阪、京都、名古屋を見学して帰校（十一泊十二日）。二年は浅間山麓

落葉松林の間伐視察を中心に北信地方の林業地を視察（七泊八日）。この時浅間山麓で本多静六博士とドイツ人技師ヘーヘレエの講演を聞いている。

最後に校友会例会記事と開校二周年紀念運動会の記事がある。（総ページ数、六九ページ）

木曾山林学校々友会々報 第四号 明治三八年 九月発行

三七年には刊行できなかつたので、二年間にわたる記事となつてゐる。論説として六名の生徒作品。修学旅行記。

雜報として第一回卒業式、卒業名簿及び進路先が初めて載つた。そして卒業生の母校へ寄せた挨拶状を掲載し、後輩への進路指導の糧になつていった。また入隊した卒業生から和歌による心境が寄せられ、さらに入營地のまわりにある林相、林業の様子を報告している。こうした文芸作品や卒業生による赴任地などの森林・林業などの様子が、以後次々に報告され、掲載されていくようになつた。

木曾山林学校々友会々報 第五号 明治三八年十二月発行

なお特筆すべきことは、卒業生も会員として扱い、会費として一円十銭を集め、この会報を郵送していることである。こうして校友会の事務局は大変になるのであるが、この校友会報が卒業生と学校を結び、なおかつ内容面で質的な向上と大きな広がりを持つようになつた。（総ページ数、九二ページ）

木曾山林学校々友会々報 第六号 明治三九年 三月発行

学術として第二回卒業生遠藤治一郎の論文、論説として三つの作品、雜錄として修学旅行、卒業生の滋賀県林業の報告を始め近況報告が載つた。ついで「文苑」と称する和歌、俳句、「詞藻」と称する隨筆などの文芸欄が登場した。最後に雜錄として第二回卒業式卒業生名簿、木曾山林学校學則の変更を載せている。（総ページ数、一〇〇ページ）

木曾山林学校々友会々報 第七・八号 明治四〇年七月発行

第七・八号合併号になつた。その経緯はわからないが、

印刷の遅延については、印刷所の都合により遅れたことを詫びる文が最後のページに添えられている。

内容は論説、学術、雑録、文苑、詞藻、通信、紀行、雑報と続く。この中で、特筆すべきは、初めて口絵として手塚長十教諭の送別紀念写真をおいたことである。

手塚教諭は明治三八年十月、陸軍省築城本部の招きに応じて、本校を辞職し、満州と韓国との境にある鴨緑江畔の恵山鎮に赴任した。その先生を囲んだ送別会の写真を掲載した。

そのためか、本多静六博士談の筆記として「満州の森林」を載せ、さらに「満州の森林概況」として一〇ページにわたり掲載している。これ以後、満州や韓国に関する森林・林業記事がこの会報にも多く登場するようになる。

(総ページ数、一三二ページ)

木曽山林学校々友会々報 第九号 明治四二年 一月発行

巻頭は初代校長松田力熊の転勤に伴い、お別れの言葉「告別の辞」で始まり、論説、学術、詞藻、文苑、紀行、葉書便り、雑録と続く。

最後に「会費遅滞者に告ぐ」を掲げ、卒業生の会費未納者へ督促をしている。この会費未納者の問題はこれ以後もずっと尾を引く重大な問題になっていく。(総ページ数、一五一ページ)

岐蘇校友 第一〇号 明治四二年 七月発行

この号よりタイトルに変更があった。この題名変更は、『木曽山林学校々友会報』または、『木曽山林学校々友会々報』は題名が長すぎること。第七・八号からは、表紙に題名の他に「長野県立木曽山林学校校友会」の文字が入るようになり、繁に過ぎること、などの理由で短くしたのである。

そして「本校に縁り深き此の木曽」の意味で「岐蘇」の二字を頭に付け、『岐蘇校友』としたという。

この号の学術の欄の中で、小松教諭が「シユリッヒ氏著森林全書」第一巻林政部を日本語訳して発表され始めたのが注目される。(総ページ数、一二〇ページ)

岐蘇校友 第十一号 明治四三年 三月発行

引き続き、卒業生から各地の森林・林業が報告されている。雑報の中で、運動部の対外試合の記事が目を引く。庭球部は上田へ遠征し、松本中学、松本商業、上田中学、飯山中学、師範学校、蚕業学校の六校と対戦し四位になったこと。また剣道部は本校で第二回体育会剣道部試合が行われたことなどである。(総ページ数、九一ページ)

このように、校友会報は創立以来一〇年間の間に十一号まで出された。

5、校友会報の交流

このような雑誌は、当時、他校でも刊行され本校へも送られていた。『岐蘇校友』（第十一号）にあるので次に引用する。明治四二・四三年の寄贈雑誌である。

吉野林校友会報	第四・五号	吉野林校友会
田舎道	第二号	和歌山県立農林学校々友会
校友会報	第二号	下高井郡立農蚕学校々友会
校友	第五・六・七号	長野市立商業学校
校友会	第三号	飯山中学校校友会
盛岡高等農林会報十二月発行の分		盛岡高等農林学校

校友会

第三号

飯山中学校校友会
盛岡高等農林学校

校友会

明治三四年（一九〇一）開校間もなく乙種から甲種に昇格した本校の課題は、県立移管であった。

それは本校が郡立であるために、西筑摩郡の財政に負担が大きくなしかかっていたからである。開校以来の本校の予算は次の通りである。

開校以来の本校の予算

年度別予算額（一円未満は切り捨て）

明治三四年度予算 六一五六円

同 三五 八六三三

同 三六 七八一〇

同 三七 七七五六

同 三八 六六五六

同 三九 七七七九

（長野県立）

同 四一	八七三一
同 四〇	九三五四
同 四一	八七三一
同 四〇	九三五四

第五節 県立移管と校舎移転新築

一、木曾山林学校の県立移管

1、重い西筑摩郡の負担

同 四二 一〇四七四

同 四三 一〇四一九

〃

同 四四 一〇六〇六

〃

二、校舎の移転新築

「予算年度別調書」（『木曽山林学校』明治45年）の補足を加えて作成した。

〔予算年度別調書〕（『木曽山林学校』明治45年）の補足を加えて作成した。

〔予算年度別調書〕（『木曽山林学校』明治45年）の補足を加えて作成した。

2、手狭な校舎とその老朽化

前述の財政問題に加え、さらに問題になつたのは、生徒が増えるにつれて校舎が手狭なことと、高等小学校の転用校舎の老朽化である。これを解決するのは県立移管しかないと郡会は判断した。さらに甲種昇格後も郡内、県内はもとより他県からも本校の評判を伝え聞き、志願者の多いことも、郡会を力づけたことであろう。

3、県立移管の決定 長野県立甲種木曽山林学校の誕生

県立移管という郡の意向を受けて、明治三八年十二月、長野県会は、木曽山林学校を県立とすることを可決した。翌年二月十日には文部大臣の認可を得、二月十五日「西筑摩郡立甲種山林学校ヲ長野県立甲種木曽山林学校」と改称することが告示され、三九年四月から「長野県立甲種木曽山林学校」が誕生することになった。開校以来六年目の春のことである。

県立移管後の明治四一年十二月県議会において、四二二年度より四年間継続事業として、総経費六六七六三円三五銭をもつて校舎の新築工事を行うことが議決された。

これは、郡会や本校にとつては喜ぶべきことであつたが、地元町村には大きな問題を投げ掛けた。それは校舎の新築位置のことである。

2、新開村杭の原に移転新築を決定

地元福島町では、県会で本校新築の決議する前には、そのための特別委員会を設置していた。そして町内の小丸山と塩瀬に候補地をしほつて検討し、四二年二月二二日の町会は、小丸山に誘致を決定し、郡長及び県知事に意見書を提出した。

これに対して県会は、経費の面から難色を示し、別に新開村の杭の原地区（現、校舎所在地）を候補地としてあげた。さらには福島町では、その後も二度にわかつたつて陳情書を出して

いたが、県は新開村に決定した。

3、新校舎完成

こうして裏山演習林に隣接する新開村杭の原（現、木曽福島町新開）の現在地に、本校の移転新築工事は開始され、途中暴

風雨により校舎倒壊などのアクシデントもあったが、大正元年（一九二六）九月、本館校舎は寄宿舎、一部教室などを残して、ついに完成した。

●コラム 建築中の校舎倒壊 暴風の猛威

明治四四年六月十八日朝、新築中の校舎が倒壊し、関係者をあわてさせた。その時の模様を次のように伝える。

夜來の猛雨に撃^かて、加えて、朝より暴風さへ吹き起り、

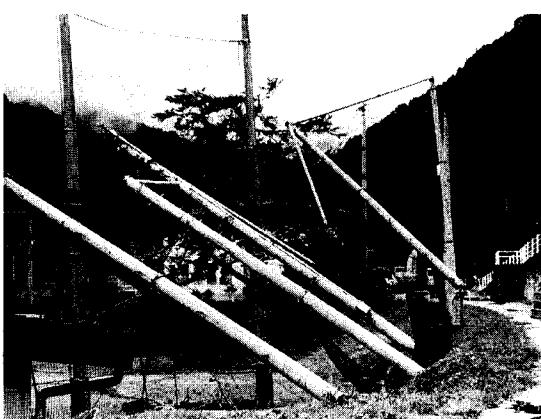
道になつてゐるようで、風が極めて強く、ときどき大きな被害を出す。最近では平成一〇年九月にも、台風に伴う暴風雨により本館や管理棟の屋根が吹き飛ばされて甚大な被害を出したことがある。

松本測候所よりは出水警戒の飛電あり。人々安き心もなかりし折柄、午前八時、新開村役場より新築校舎倒壊の急報あり。校長は即時風雨を冒して実地視察に出掛けられたるが、本校過半は全く倒壊して滅茶々々となり、残部も或は傾き或は撓み無残の有様となれり。巣立の全く成りしは、是より先数日にして今一週も経過せば、壁も付き瓦も乗り、堅固となるべかりしに惜むべし。吾等の不幸夫れ幾何ぞ。

『岐蘇林友』第21号（明四四・七・二七）

木造校舎ではあるが、すでに柱が立ち、建物の骨格ができる、次は屋根瓦をふいたり、壁を塗るはずあつたところが、無残にも倒壊してしまつたのである。

杭の原は地形の関係からであろうが、一体に風の通り



写2-19 台風の強風によって防球ネットのコンクリート製支柱も折れたり、倒れたりした。
(平成10年9月)

第六節 草創期の生徒の特徴とその活躍

一、全国から本校へ集まる生徒たち

1、全国各地から本校へ

林業を専門とする実業学校として発足した本校は、前述したように開校と同時に郡内・県内はもとより全国各地から若者が本校に集まつた。以後、これが本校の大きな特色となつた。

参考までに第一回から八回までの入学生の出身地は、図2-1の通りである。

図2-1-6

小	北	南	更	諫	下	上	東	西	出身地	回
安	安	安	伊	伊	筑	筑				第一回
県	曇	曇	級	訪	那	那	摩	摩		第二回
										第三回
										第四回
										第五回
										第六回
										第七回
										第八回
四	三	五	四	二	九	四	九	五		計

百	他	合	他	新	茨	山	山	熊	鹿	和	山	岡	岐	愛	島	鳥	石	本	下	上	上	北	南	埴
百	他	合	他	新	茨	山	山	熊	鹿	和	山	岡	岐	愛	島	鳥	石	本	下	上	上	北	南	埴
百	他	合	他	新	茨	山	山	熊	鹿	和	山	岡	岐	愛	島	鳥	石	本	下	上	上	北	南	埴
四	三	八	四															四						
三	一	四	一															三						
三	一	〇	一〇															一〇						
一	〇	七	一八	三														五						
五	四	六	四	一														三						
一	七	九	八	五	一	二	一											三						
二	七	二	九	五	一	一												四						
一	一	一	七	三	一	一												四						
一	九	六	三〇	四	一	二	三	二	一	一	一	一	九	三	三	七		八五	一	三	〇	一五	三	七

2、大きい年齢差

前述の坪倉藤三郎（1回）のように、松田校長よりも年上の生徒がいたが、この当時の入学生の年齢差はかなりあつた。図2-7の通りである。

是等卒業生の各卒業の際に於ける最大最小及平均年齢を示せば左の如し

平均	最大	最小	年 月 日	第一回	第二回	第三回	第四回	第五回	第六回	第七回	第八回
一九、〇六	二七、〇七	一九、〇二	三三、二〇	一九、〇六	二七、〇〇	三八、〇四	三〇、〇二	三三、〇九	二五、〇三	三二、〇九	三三、〇二
一九、〇五	二七、〇〇	一七、〇〇	三二、〇〇	一九、〇五	二七、〇二	三七、〇〇	三二、〇二	三三、〇九	二五、〇三	三二、〇九	三二、〇二
一九、〇四	二七、〇〇	一七、〇〇	三一、〇〇	一九、〇四	二七、〇二	三七、〇〇	三一、〇一	三三、〇九	二五、〇三	三二、〇九	三二、〇二
一九、〇三	二七、〇〇	一七、〇〇	三〇、〇〇	一九、〇三	二七、〇二	三七、〇〇	三一、〇一	三三、〇九	二五、〇三	三二、〇九	三二、〇二
一九、〇二	二七、〇〇	一七、〇〇	二九、〇〇	一九、〇二	二七、〇二	三七、〇〇	二九、〇一	二九、〇五	一九、〇三	二七、〇一	二七、〇二
一九、〇一	二七、〇〇	一七、〇〇	二八、〇〇	一九、〇一	二七、〇二	三七、〇〇	二九、〇一	二九、〇五	一九、〇三	二七、〇一	二八、〇九
一九、〇〇	二七、〇〇	一七、〇〇	二七、〇〇	一九、〇〇	二七、〇二	三七、〇〇	二九、〇一	二九、〇五	一九、〇三	二七、〇一	二八、〇九
一九、〇九	二七、〇〇	一七、〇〇	二七、〇〇	一九、〇九	二七、〇二	三七、〇〇	二九、〇一	二九、〇五	一九、〇三	二七、〇一	二八、〇九
一九、〇八	二七、〇〇	一七、〇〇	二七、〇〇	一九、〇八	二七、〇二	三七、〇〇	二九、〇一	二九、〇五	一九、〇三	二七、〇一	二八、〇九
一九、〇七	二七、〇〇	一七、〇〇	二七、〇〇	一九、〇七	二七、〇二	三七、〇〇	二九、〇一	二九、〇五	一九、〇三	二七、〇一	二八、〇九
一九、〇六	二七、〇〇	一七、〇〇	二七、〇〇	一九、〇六	二七、〇二	三七、〇〇	二九、〇一	二九、〇五	一九、〇三	二七、〇一	二八、〇九
一九、〇五	二七、〇〇	一七、〇〇	二七、〇〇	一九、〇五	二七、〇二	三七、〇〇	二九、〇一	二九、〇五	一九、〇三	二七、〇一	二八、〇九
一九、〇四	二七、〇〇	一七、〇〇	二七、〇〇	一九、〇四	二七、〇二	三七、〇〇	二九、〇一	二九、〇五	一九、〇三	二七、〇一	二八、〇九
一九、〇三	二七、〇〇	一七、〇〇	二七、〇〇	一九、〇三	二七、〇二	三七、〇〇	二九、〇一	二九、〇五	一九、〇三	二七、〇一	二八、〇九
一九、〇二	二七、〇〇	一七、〇〇	二七、〇〇	一九、〇二	二七、〇二	三七、〇〇	二九、〇一	二九、〇五	一九、〇三	二七、〇一	二八、〇九
一九、〇一	二七、〇〇	一七、〇〇	二七、〇〇	一九、〇一	二七、〇二	三七、〇〇	二九、〇一	二九、〇五	一九、〇三	二七、〇一	二八、〇九
一九、〇〇	二七、〇〇	一七、〇〇	二七、〇〇	一九、〇〇	二七、〇二	三七、〇〇	二九、〇一	二九、〇五	一九、〇三	二七、〇一	二八、〇九
一九、〇九	二七、〇〇	一七、〇〇	二七、〇〇	一九、〇九	二七、〇二	三七、〇〇	二九、〇一	二九、〇五	一九、〇三	二七、〇一	二八、〇九
一九、〇八	二七、〇〇	一七、〇〇	二七、〇〇	一九、〇八	二七、〇二	三七、〇〇	二九、〇一	二九、〇五	一九、〇三	二七、〇一	二八、〇九
一九、〇七	二七、〇〇	一七、〇〇	二七、〇〇	一九、〇七	二七、〇二	三七、〇〇	二九、〇一	二九、〇五	一九、〇三	二七、〇一	二八、〇九
一九、〇六	二七、〇〇	一七、〇〇	二七、〇〇	一九、〇六	二七、〇二	三七、〇〇	二九、〇一	二九、〇五	一九、〇三	二七、〇一	二八、〇九
一九、〇五	二七、〇〇	一七、〇〇	二七、〇〇	一九、〇五	二七、〇二	三七、〇〇	二九、〇一	二九、〇五	一九、〇三	二七、〇一	二八、〇九
一九、〇四	二七、〇〇	一七、〇〇	二七、〇〇	一九、〇四	二七、〇二	三七、〇〇	二九、〇一	二九、〇五	一九、〇三	二七、〇一	二八、〇九
一九、〇三	二七、〇〇	一七、〇〇	二七、〇〇	一九、〇三	二七、〇二	三七、〇〇	二九、〇一	二九、〇五	一九、〇三	二七、〇一	二八、〇九
一九、〇二	二七、〇〇	一七、〇〇	二七、〇〇	一九、〇二	二七、〇二	三七、〇〇	二九、〇一	二九、〇五	一九、〇三	二七、〇一	二八、〇九
一九、〇一	二七、〇〇	一七、〇〇	二七、〇〇	一九、〇一	二七、〇二	三七、〇〇	二九、〇一	二九、〇五	一九、〇三	二七、〇一	二八、〇九
一九、〇〇	二七、〇〇	一七、〇〇	二七、〇〇	一九、〇〇	二七、〇二	三七、〇〇	二九、〇一	二九、〇五	一九、〇三	二七、〇一	二八、〇九
一九、〇九	二七、〇〇	一七、〇〇	二七、〇〇	一九、〇九	二七、〇二	三七、〇〇	二九、〇一	二九、〇五	一九、〇三	二七、〇一	二八、〇九
一九、〇八	二七、〇〇	一七、〇〇	二七、〇〇	一九、〇八	二七、〇二	三七、〇〇	二九、〇一	二九、〇五	一九、〇三	二七、〇一	二八、〇九
一九、〇七	二七、〇〇	一七、〇〇	二七、〇〇	一九、〇七	二七、〇二	三七、〇〇	二九、〇一	二九、〇五	一九、〇三	二七、〇一	二八、〇九
一九、〇六	二七、〇〇	一七、〇〇	二七、〇〇	一九、〇六	二七、〇二	三七、〇〇	二九、〇一	二九、〇五	一九、〇三	二七、〇一	二八、〇九
一九、〇五	二七、〇〇	一七、〇〇	二七、〇〇	一九、〇五	二七、〇二	三七、〇〇	二九、〇一	二九、〇五	一九、〇三	二七、〇一	二八、〇九
一九、〇四	二七、〇〇	一七、〇〇	二七、〇〇	一九、〇四	二七、〇二	三七、〇〇	二九、〇一	二九、〇五	一九、〇三	二七、〇一	二八、〇九
一九、〇三	二七、〇〇	一七、〇〇	二七、〇〇	一九、〇三	二七、〇二	三七、〇〇	二九、〇一	二九、〇五	一九、〇三	二七、〇一	二八、〇九
一九、〇二	二七、〇〇	一七、〇〇	二七、〇〇	一九、〇二	二七、〇二	三七、〇〇	二九、〇一	二九、〇五	一九、〇三	二七、〇一	二八、〇九
一九、〇一	二七、〇〇	一七、〇〇	二七、〇〇	一九、〇一	二七、〇二	三七、〇〇	二九、〇一	二九、〇五	一九、〇三	二七、〇一	二八、〇九
一九、〇〇	二七、〇〇	一七、〇〇	二七、〇〇	一九、〇〇	二七、〇二	三七、〇〇	二九、〇一	二九、〇五	一九、〇三	二七、〇一	二八、〇九

〔木曾山林学校〕(明45)

二、卒業生の進路 再び全国各地へ

前述したように、本校に集まつた入学生は、出身地、年齢差、入学前の履歴など、極めて多様化していた。しかし、卒業後は、林業関係の官庁へ就職する生徒が多く、これも本校の大きな特色をなした。(図2-9参照)

1、進路先とその待遇

〔木曾山林学校〕(明45)

官衙に奉職せしもの 教員勤務並に准教員 私塾或は補習科に修業せるもの 講習を受け民業に従事せるもの 其他のもの	計	単に高等小学校を卒業せるものの百分率
八、二	二八	○ 一 一 二 一
五八、八	三四	一 ○ 五 三 二
七六、七	三〇	二 一 ○ 二 一
九、一九	二八	○ ○ ○ 二 ○
八八、五	二六	○ ○ ○ 三 ○
六四、三	二八	○ ○ ○ 六 ○
七九、三	二九	○ ○ ○ 一 ○
七〇、四	二七	○ ○ 二 二 ○
七五、七	三三〇	三 二 八 四

図2-8

高等小学校卒業のもの	中学校及同程度学校卒業のもの	実業学校或は実業修習学校修業せるもの
二三三	二一〇	一三三
二一〇	二二二	一三二
一二二	二六	一〇〇
一〇〇	二三三	一三一
一八	二二三	一一一
三二	二二二	一一一
一九	一九	一七〇
七		

図2-9

府 県 郡	種類	待遇
大林区署	技术手	三十四名
帝室林野管理局	雇手	二十二名
	雇手	十七名

府県名	員数
愛知県	三重県
長野県	一〇四
五二	東京都
神奈川県	八一四
岐阜県	群馬県
茨城県	一六四

図2-10

全国各地から生徒が集まつたが、卒業後の赴任地もやはり全国各地で遠く朝鮮半島や外国にまで行く者もいた。(図2-9 参照)

2、赴任地の状況

実業学校は、卒業後、直接実業に従事する者を養成することを目的にしているにもかかわらず、山林学校は官公署の方面にすすむもの多く、しかも、全国各地に卒業生がすすんでいくことは、県立学校の性格上、おかしいのではないかと異議をとなえ立てる者もあつた。

俸給については、年齢によつて異なるが、卒業当時の初任給は平均十四円で、他の実業学校の卒業生に比べて高く、中には二十五円の高給をもつて招聘される者もいた。さらに第一回卒業生で成績がよい者は三五円前後をもらつている者もいた。

朝鮮総督府	技手 五名
実業小学校職員	助教諭 四名
小学校職員	林業助手 二名
大資本家林業に從事せる者	五名
上京修業中の者	九名
高等学校修業中の者	五名
の者	一名
外国人にある者	三名
兵役にある者	十五名
病気の者	七名
実業に就く者	四十一名
計	二三〇
【木曾山林学校】(明45)	一五七
	四一四三
	一五九
	五六六

【木曾山林学校】(明45)

静岡県	千葉県
福島県	新潟県
宮城県	岩手県
岩手県	青森県
秋田県	山形県
石川県	富山県
富山県	石川県
高知県	高知県
北海道	北海道
山口県	山口県
【木曾山林学校】(明45)	【木曾山林学校】(明45)
一三	一六
二八	三一
二七	二二
二	一
計	一
外	外
朝鮮	朝鮮
一鹿兒島県	一鹿兒島県
和歌山県	和歌山県
福岡県	福岡県
熊本県	熊本県
一	一
一〇	一

三、卒業生の活躍

1、「沖縄近代林業の父」園原咲也（1回）

園原咲也は、明治十八年（一八八五）に木曾郡山口村に生れ、本校創立と同時に入学した。明治三七年三月、第一回生として卒業し、四月より七年間鹿児島県種子島にある農林学校の教員となつた。この間、彼は仕事のかたわら南の島の珍しい植物の様子などを観察し、「島の林樹界」と題して、三回にわたり母校に報告し『岐蘇林友』誌上に発表された。

大正元年（一九一二）沖縄県に渡り、林業技手（県）として二三年間勤務。この間にも「琉球カーブ諸島に於ける森林植物の播布及び其応用」と題した研究論文を『岐蘇林友』誌上に連



写2-20 沖縄県立北部農林高校標本館の前にて（鳴口健次・49回
・撮影）

載で発表した。県職員を退職した後は、さらに沖縄県立農林学校で七年間教壇に立つた。

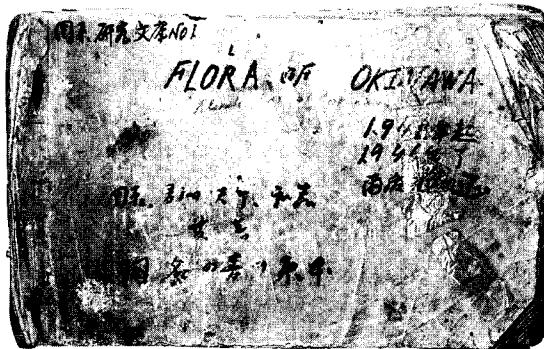
しかし昭和十九年の沖縄大空襲、翌二〇年沖縄戦に遭い、それまでに集めた貴重な研究資料をはじめ、多くの教え子を失つた。

そんな悲しみを乗り越えて、戦後も沖縄県立北部農林高校の教壇に立たつた。ここでも園原は、多くの林業後継者を育て、戦火に荒れ果てた沖縄の島を緑にするために大きな原動力となつた。

一方園原は、植物研究においては、その名をアメリカにまで知られた沖縄を代表する植物学者であつた。沖縄地方の一木一草、全ての植物を知つているといわれ、ソノハラトンボ、サクヤカニユリ、サクヤアカササゲ等、彼が発見した新種の植物もある。その成果は、『沖縄植物誌』（共著）・『琉球有用樹木誌』等の著作に示されている。

特に『沖縄植物誌』は、昭和二〇年十二月、敗戦の混乱の中、多和田真淳氏・天野鉄夫氏らと共に編纂を命じられたものである。その後、この仕事はアメリカのスミソニアン博物館のE・H・ウォーカー博士の手により、『Flora of Okinawa』（『沖縄植物誌』欧文三一六頁、昭和27年）として実を結び、琉球列島米国民政府より出版された。

博士は園原らの協力がなければ同書はあり得なかつたと、その功績をたたえ、彼の研究室の壁には園原らの写真が掛けられ



写2-21 『沖縄植物誌』欧文の原本 園原、多和田、
天野、和嘉（ウォーカー）共著とある
(北部農林高校蔵)

ていた（注1）という。

彼は数々のエピソードの持ち主で、飾らない人柄は、地域住民や教え子の皆さんから慕われ、「園原タンメー」（「タンメー」）は、おじいさんの意味）の愛称で呼ばれた。

このように人間味あふれる教育者で、生涯、植物と沖縄の地を愛され、昭和五六年（一九八一年）、沖縄本島北部国頭村の地に永眠した。亡くなられた今でも、「沖縄近代林業の父」と讃えられ、「神様のような方だ、私達の宝物だ」と、沖縄の人々から深く尊敬されている。

園原咲也の、その偉大な生涯を決定したのは、本校での勉強

であった。晩年八四歳の時、自分の人生を振り返り、その原点は、「（本校で）三ヶ年間、山林の学を修めたが病みつき」（『百生活』）と述懐した。

（注1）『ウォーカー博士が見た沖縄の原風景』ウォーカー博士展実行委員会

（付記）

園原咲也の沖縄での活躍は、戦後はあまり知られることがなかった。昭和五八年、彼の存在と業績を母校に知らて下さったのは長野映研松本支社長（当時）の縣正昭氏と元松本養護学校長の高林市治氏である。縣氏は『日刊市民タイムス』で園原を紹介した。また高林氏は沖縄調査の上、信濃毎日新聞にその成果を発表され、その調査資料も本校へ送つて下さった。

平成七、八年の二度にわたり本校職員による沖縄での調査が始まつた。この調査には、園原の長男繁氏をはじめご親族・親戚の方々、北部農林高校長の安塚武正氏、照屋照和氏、新里孝和氏など教え子の皆さん、国頭村の皆さん、故郷山口村・中津川市の皆さん、写真等提供いただいた鷗口健次（49回）など、実に数多くの方々のご協力を得た。感謝申し上げたい。

2、公有林野の整理統一事業に大きな足跡 遠藤治一郎（2回）

今日の市町村有林形成の基礎となつた、公有林野の整理統一事業を中心に推進し、我が国林政史に大きな足跡を残した。



写2-22 山林局で執務中の遠藤治一郎（遠藤鎮雄氏蔵）

ここでは、もっぱら県内の森林調査をおこない、県全域の森林基本図を作成した。その際公有林は手入れがされず、しかもその複雑な権利関係によって管理区分がはつきりしていないため、公有林野の利用形態を整理統一する必要性を感じた。そのため、休日や夜には村に入つて、部落有林野の統一趣旨説明に努めたりした。

明治四三年からはじまつた公有林整理統一事業が、このころ各府県ではきそつておこなわれていて、彼の努力によつて島根県では整理統一事業に実績を上げつつあつた。新潟県はこの事業が遅々として進まないため、彼の行政手腕を期待して招聘した。

遠藤治一郎は明治一九年、島根県能義郡母里村（現、伯太村）の松江城主の分家に生まれた。小さい頃から森林に親しみ、父は初代校長松田力熊氏と親交が厚く、本人の遠くに行きたいとの願いもあって木曽山林学校に入学した。

卒業後、滋賀県庁に林業技術員として勤務し、造林の技術指導と森林の基本調査を中心におこなつた。その後島根県簸川郡

役所に転勤して、森林調査と造林指導をおこなつた。当時この地方は畜産が盛んで林内放牧がおこなわれ、火入れも加わつて公有林が荒廃しつつあつた。それに憂慮して林内からの採草を

ひかえさせるために、水田の裏作に牧草のクローバ栽培の普及に努め、そのかわりに公有林にスギ・ヒノキの造林指導をおこなう成果をあげた。

『私の公有林野整理史』（昭和三二年発行）によれば、當時の様子を次のように紹介している。

ひかえさせるために、水田の裏作に牧草のクローバ栽培の普及に努め、そのかわりに公有林にスギ・ヒノキの造林指導をおこなう成果をあげた。

その後、故郷の島根県より森林調査のできる技術者ということで招聘されて、調査を主管する吏員として赴任した。

「ある山間の村に行き、小学校を会場として勧誘（統一）をおこなつたことがあつた。その際、酒気を帶びた小柄でやせた中年の男が席の最前列の机に陣取つて私の話を聞いていたが、話を終わり質疑応答に入ろうとする前、突然立ち上がり腰掛けていた二人掛け児童用の長椅子を横に構え、大声で「部落の山

は自らの山だ。それをどのようにしようと県庁のものなどはさしつけない。直ぐ帰れ、帰らねば殴るぞ」といつて私に迫ってきた。それにつれて出席者の一部も立ち一時騒然となつたが、私が微笑をもつてこれを迎え静かに静止して敢えて動かなかつたので、この男は役場の人などに制せられて着席し静まつたことがあつた。

しばらくして私が便所に行つたところ、入り口の外で数名のものが外でささやいでいるのを聞くともなしに聞くと、椅子を振り上げたのは私を脅すためのたくまれた芝居であつたが、私が驚かなかつたので、「顔の色も変えなかつた」と芝居の失敗に終わつたことを話し合つていたのであつた。

『私の公有林野整理史』

この事業がだされた頃の、整理統一の方法は部落から町村へ

無条件に寄付されることであった。しかし、遠藤はそれに反して地域の実情に即して、従来からの住民の入会権を何らかのかたちで認める「条件付統一」としてまとめていき、後にしこりを残さなかつた。

彼の努力によつて、新潟県は飛躍的に統一が進んだ。彼の自信に満ちた仕事振りは、次第にその名を全国に広めていき、大正十一年に山林局に呼ばれることになつた。

統一事業を担当している公私林課の主任属となつて、全国の訴訟事件の解決等に東奔西走し公有林野の整理統一に成果をあ

げていつた。子息の鎮雄氏（74才）は「父は家を空けることが多く、お土産を買って来てもらうのが楽しみであった」と幼少時代を振り返つていて。

当時の中央省庁の職員待遇や仕事上の地位の進度については、高等文官資格の事務官が特急の一等車、大学出の技術官が普通の二等車、専門学校出が鈍行の三等車、その他は貨物車といわれたほど差別のあつた時代に、実業学校出の彼が三〇才代にして中央の一つの重要施策を実質的にとりしきるポストについたことは破格の栄進であつた。

彼は他人の仕事に口を出さず、自分の仕事には他人に口を出させない主義だったので残念ながら後継者が育たなかつた。公有林野整理統一の責任者としての名声はますます高まり、昭和五年には高等官に昇進した。昭和一九年には高等官三等一級に達して五八歳で退職した。

実業学校出がこの年まで勤めても、辞めるときにやつと高等官待遇になるくらいが普通だったことを思えばすごい出世だったのである。（注1）

公有林野全般に精通し、政策の沿革や入会権の研究をおこない昭和二五年八月、長年の功績と研究が認められて北海道大学より農学博士号が授与された。

公有林野に関する著書は多く、今でも彼の多くの論文が引用されている。

（注1）手東平三郎『森のきた道』日本林業技術協会

3、林木育種の先覚者 温井誠一（2回）

温井誠一は、遠く石川県羽咋郡加茂村字倉垣から本校に入学した。入学に当つては石川県知事から「石川県の代表として頑張つてこい」と、大いに激励されたという。明治三八年（一九〇五）三月、第二回生として卒業し、故郷羽咋郡林業巡回教師として就職した。その後長野、山形、鳥取の各県庁に務め、戦時中石川県林務課勤務を最後に退職した。

温井は在職中の大正六年三月、『大日本山林会報』に「林木の人為淘汰と挿木造林」と題する論文を発表した。内容は、木材は種子から育てるよりも、挿木という方法をとるのが母樹の特質をよく遺伝する。従つて挿木は将来林木の人為淘汰を行つて培養造成するのに最適であること。林木の一枝のみがよりよい偶然の変化をきたした場合、それを摘裁して挿木し、相當に成長した後、さらにその枝を挿木に利用すると、容易に遺伝淘汰ができる。それゆえに挿木は優種の特性を固定し、苗木の品種改良に役立つというものであった。

発表当時は、驚異的な着想として林学界を驚かせたが、余りにもユニークであつたためか、かえつて、その真価を理解する人が少なかつた。

しかし五〇年後、林学の権威によつてその理論の正しさが実証され、温井の論文は再び注目されたのである。八一歳になつていた彼は、本校校長宛に手紙を寄せ、四月に

林木育種協会から表彰されること。そして、これは母校教育の成果であり、その恩に感謝する旨を伝えた。

本校教育の根幹である「林学は観察の學問」の成果である。要約紹介した。

4、日本近代登山の金字塔 穂高・槍ヶ岳初縦走 鵜殿正雄（3回）

近代登山の開拓者鵜殿正雄のことが、上條武氏によつて初めて掘り起こされ、詳細な調査研究をもとに、労作『孤高のみちしるべ』（銀河書房）が刊行された。それをもとに紹介したい。

鵜殿正雄は、明治一〇年十一月二七日、小県郡長瀬村（現、丸子町長瀬）で一番の豪農である池内市左衛門の三男に生まれた。五才の時、叔母鵜殿やその養子として入籍し鵜殿正雄となつた。

十五才の時、小県高等小学校を卒業し、家業の農業に従事したが、向学心はさらに燃えあがり開校二年目の木曾山林学校へ入学した。時に明治三五年、鵜殿、二五才の好青年であった。

入学後の彼は、木曾駒ヶ岳へ友人を誘い登山をするなどの活動が始つた。校内では一年生のとき校友会の会報に「植林の奨励」（第2号、明治36年）と題する論説を発表している。

また校友会の役員もつとめ、二年十二月通常例会では、生徒代表の幹事六人の中の一人になった。また三年の十月には会則組織改正のための検討委員に選ばれている。翌十一月の新会則組織では、生徒代表の理事（六人）に選ばれた。さらに新しくできた探検遠足部の初代部長に選ばれた。当時先生や生徒たちからの人望の厚い生徒であったことがわかる。

一方、山への情熱はやむことなく、三年の時、九月十二日、日本人の登山家として初めて前穂高岳の登頂に成功した。

穂高町にある井口喜源治記念館に、次のような小説の原稿が残されている。

或る日曜外出の夜、同級生の村上と云ふ男が、戯れて学校の門標と向ふ○○屋の看板と取り替へて掲げて置いた。翌朝小使が見付けて直ぐに掛け直し人目にはふれずに済んだが、隠すよりは現はる、はなしで、何時のまにかそれが二・三の生徒に知れそれは村上の所業だとまで判つた。休業時間に、全生徒集れ



写2-23 韓国恵山鎮において恩師手塚長十を囲んで
後列左から二人目が鵜殿正雄（明治40年9月11日）

本校を明治三九年三月第三回生として卒業後は、韓国に渡り、韓國統監府営林廠の雇員として勤務したが、まもなく帰国した。そして明治四二年八月十六日、彼は北アルプスの名案内人といわれた上條嘉門次・嘉代吉父子とともに穂高岳から槍ヶ岳への縦走に成功した。「この鵜殿正雄の穂高連峰の開拓こそは、誰がどういおうと、飛騨山脈はおろか近代日本における登山の歴史に比類のない、最大の出来ごとであつた。それは探検登山時代における最高の輝かしい記録であり、日本の近代登山史上に不滅の金字塔を打ち立てるものであつた。」（上條武氏）

晩年は農業に打ち込み篤農家として知られた。昭和二〇年九月二〇日、敗戦の混乱の中、病の床の伏していた鵜殿は、六七

5、未刊の小説『仮寓』 太田喜代松（4回）

の令が星の尖った口から叫び出た。皆校庭に集ると村上も青い顔をして来た。

「諸君！ 知るや否や、昨日曜の夜に於て吾が山林校の門標と○○屋の看板と取り替へた者がある。吾人微なると雖も母校を愛するや深甚、校運を思ふや切実である。然るに戯れも亦甚だしいではないか。而して其悪戯者たるは實に吾校の生徒にして然も全校の模範たるべき最高級の村上彦九郎其者である。吾校の為め且つは本人の為めである。諸君宜敷彼を鞭撻し給へ。」と星は激励した。

『仮寓』原稿

これは太田喜代松の小説『仮寓』の原稿の一節である。当時の本校の様子が生き生きと描写されている。

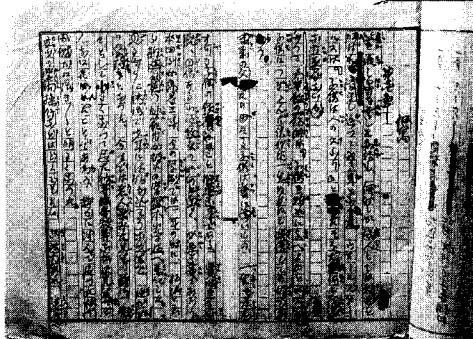
登場する星なる人物は、主人公の本田冽と校友会理事部長の役を選挙で争つて勝つた男である。一生徒のいたずらを糾弾する場面であるが、言葉の中に、学校に対する強い誇りがうかがえて興味深い。

この『仮寓』は、『不如帰』『自然と人生』などの作品で有名な徳富蘆花から『『仮寓』は実生活の実感に基づきたる貴重なるアルモノを有す』と言われ、出版の運びになつていたが、ついに刊行されることはなかつた。

作者の太田喜代松は、明治十九年、北安曇郡常磐村（現、大町市）に生まれた。穗高町にある井口喜源治が開いた研成義塾に学び、熱心なキリスト教信者であつた喜源治の影響などもあ



写2-24 本校卒業後、アメリカへ渡った卒業生もいる。しかし不幸にしてかの地で亡くなった者もいた。写真は亡くなった松原秀吉（3回）の埋葬を前に、右側から四人目が清沢己未衛（3回）、左から三人目が太田喜代松（4回）。ワシントン州タコマ市にて（明治41年11月）



写2-25 仮寓の原稿

り、喜代松は本校入学前には洗礼をうけていた。さらに喜代松の入学する前年、やはり同塾出身の清沢己未衛（3回）が本校にいた。

『仮寓』によれば、在学中の彼はキリスト教信者ということであり端視されるが、校友会活動に積極的に参加し、論説や学術の面で発表、会の役員（理事、研究部の副部長）をした。

明治四〇年三月、第四回生として卒業し、清沢の後を追つてアメリカに渡つたが、四二年には身体衰弱のため故郷常磐村に帰り、療養している。

『仮寓』が書かれたのは、この後であつたという。しかし、刊行されることなく、喜代松は大正八年に亡くなつた。

6、多くの英傑たち

本校は草創期から、以上五人の他にも優れた卒業生を出し、林業界はもとより各界で目覚ましい活躍をした。

例えば、中沢浩一郎（亀吉・2回・上松出身）は東京帝國大学医学部を卒業し医師として、野尻慶助（3回・大桑村出身）は旧三重高等農林学校の教授として、それぞれ活躍した。

さらに西野入徳（4回・更埴市出身）は、ワシントン大学に学び、國士館大学の社会学教授として活躍し、多くの著作や翻訳などを残した。

もちろん林業関係でも、第三代長野営林局長をつとめた後藤

（山村）克人（9回・木曾福島町出身）がいる。

これらの方々をはじめ、さらに多くの卒業生たちがいるが、本誌では、その一人一人を述べることはできなかつた。今後さらに掘り起こしを進め、山靈に育まれた英傑たちの群像が明らかにされることを期待する。

なお、朝鮮半島で植林事業に貢献した原四郎（1回）、木曾で初めてスキーを行なつた川崎本雄（4回）・和田宗吉（同）は、内容の関係から第三章に掲載した。

第七節 明治期の校長と職員

一、近代ドイツ林学を伝える

初代校長松田力熊先生



写2-27 還暦記念時の松田先生
(松田信子氏提供)

松田力熊先生は明治四年十一月二一日、島根県簸川郡朝山村馬木（現、出雲市馬木町）に松田小太郎の長男として生れた。松田家は、豪農の家で多くの使人を使い、広い田畠の他に、山林も多く有していた。祖先は、尼子氏に繋がる名家でもある。力熊先生がどのような場で、勉学に励まれたかは、よく判らないが、十七才の時「普通学舎」で英語科第四級の業を終了された。以後、英語が堪能であられた。明治二三年、二〇才の時

には、東京農林学校（東京山林学校が農学校と統合された）に入学されていた。同年、同校は管轄が農商務省から文部省に移され帝国大学農科大学となつた。明治二九年七月、二六才のとき帝国大学農科大学林学科を卒業された。

以後、熊本大林区署、ついで鹿児島大林区署勤務を命ぜられ、二九歳の時には島根県林業巡回教師兼島根県技師の任についた。明治三四年五月、三一才の時、長野県木曾山林学校長兼教諭及び長野県技師を命ぜられ、本校即ち長野県西筑摩郡立乙種山林学校の初代校長として赴任された。本校在任の間、授業はもちろん演習林の設置、県立移管などその基礎をお作りいただいた。

明治四〇年七月、三七才の時、帝室林野管理局技師に転任され、翌年には木曾支庁勤務になつたので、以後、学校行事には来賓としてよく出席された。四才の時には帝室林野管理局木曾支庁業務課長・監督兼務を命ぜられ、校舎竣工を見届けることができた。

大正三年（44歳）八月、帝室林野管理局技師を休職され、途中京都に九～十一月まで在住されたこともあつたが、同年十二月には、故郷島根県の朝山村に帰省された。

いわば業半ばにしての突然の帰郷は、目のご病気緑内障のせいであつた。先生の目は、次第に視力が衰え始めていた。三ヶ月ほど京都に滞在されたのも手術、治療のためであつたというが、病勢を止めることはできず、失明のやむなきに至つた。

余生は、故郷で家業を継ぎ、近所の子供に英語などを教えられたという。また、木曽の思い出に、コウヤマキを植えられが、地が合わず、うまく育たなかつたが、それでも二本が大きな木になつたといふ。

そして敗戦の混乱の収まらない、昭和二十四年一月十一日、七九才の生涯を静かに閉じられた。

松田先生は、本校にとつては極めて大きな足跡を残された。他に前例にない、林業を専門とする実業学校の基礎を築いてくださつた。特に近代ドイツ林学を木曽の地にもたらし、全国から生徒が集まるという類い稀なる学校に発展させたのである。

先生の「予は元來林学の初步を学びたる経験に過ぎず。故に教育と云ふ方面には全く門外漢であった」（転任の挨拶）と、言われているが、生徒たちには、厳しくかつ人間味あふれる先生であつた。

松田先生は欠かさず寄宿舎の風呂にきて、生徒と一緒に入られた。生徒たちは、校長先生とすることもあり、しかも威厳があつて近づきがたい先生であつたが、一方慈父のような親近感を覚えたといふ。

さらに先生が故郷島根県に帰られた後も、先生を慕い、昭和七年、先生六二才のときには、教え子たちが東京、甲府、木曽福島、名古屋、大阪と引き継いで、リレー式に松田先生の歓迎会を開いた。もちろん地元島根県にいる教え子の集まりである山陰蘇門会に招かれたことはいうまでもない。

亡くなられた後も、教え子たちによる、先生の胸像建設運動が起こつたり、「初代校長松田力熊先生等諸先生の生誕一〇〇年記念会」が開催されるなど、その遺徳はいつまでも慕われた。松田先生ご在職のころ、長野県教育界に「三熊」ありと言われた教育者達がいる。そのお一人が力熊先生である。多くの教え子たちの生涯、その心に生き続けた先生である。

（付記）松田先生の足跡調査に当つては、ご長男のお嫁さんである松田信子氏、松江営林署長（当時）の大前勝利氏、出雲市の松田裕鵬氏らのご協力をいただいた。感謝申し上げたい。

二、山林学校設立を提唱 手塚長十先生

手塚長十先生は、明治四年（一八七二）南安曇郡高家村（現豊科町高家）に生まれた。家はかなり耕作地を持つた富裕な農家であった。少年期から青年期にかけて教育を受ける機会にも恵まれた。

二〇才の時、農商務省から森林監守に任せられている。途中、遊学する機会にも恵まれ、二五才の時には、東京専門学校政治科を卒業。翌年再び農商務省から営林主事補に任せられ、長野大林区署に勤務。

明治三三年、西筑摩郡林業巡回教師に任せられ、西筑摩郡（現木曽郡）にやつてくることになった。当時、郡会では高

等小学校の廃校舎を転用して実業学校設立の議論がなされたいた時である。

こうした中、「郡有識者間を説き、全国で初めての林業教育の専門学校設立に踏み切らしたのは、時の林業巡回教師の手塚長十先生であつた。」という。時に先生、数え年わずかに三一才の青年教師である。

手塚先生は以後、三八年十月退職されるまで四年七ヶ月、本校に在職された。その間松田校長を助け、本校教育の礎を築かれた。

こうした情勢下、手塚長十先生は、明治三八年十月、三五歳の時、突然本校を辞職し、陸軍省築城本部の招きに応じて、中國（満州）と韓国（北朝鮮）の国境を流れる鴨緑江、その上流にある惠山鎮へ行くことになった。

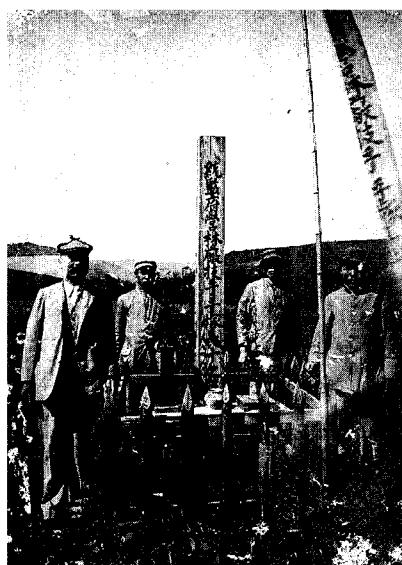
この手塚先生の辞職は、校内外に大きな影響を与えたと思われるが、幸いに山林学校の方は、郡立から県立へ移管することが決まり、県立学校として、運営・経営基盤が固まる見通しがついていた。

手塚先生は、明治三八年十一月、韓国咸興南道甲山郡惠山鎮にある陸軍々用木材廠に赴いた。冬は零下四〇度にもなる惠山鎮での先生の仕事は、現地の人々を使い中国（満州）側もしくは韓国側の伐木作業を指揮するものであった。

手塚先生のこうした活躍は、教え子や在校生に大きな影響を与えた。そして柳沢邦信（2回）、林与五郎（同）、杉本純平（明

治三六年在籍）、鶴殿正雄（3回）等が先生のもとに赴いた。

しかしながら明治四〇年十一月二三日、情熱の人手塚長十先生も病魔におかれ、遂に彼の地で亡くなられてしまった。亡骸は同僚、教え子等によつて手厚く葬られた。享年三七歳の若さであった。（写2-28参考）



写2-28 手塚長十先生の墓

手塚先生ご逝去の悲報を知った山林学校では、同僚、生徒達が拝金を募り、明治四一年、生家のある高家村の金龍寺山門脇に墓石を兼ねた顕彰碑を建て、一周年法会を執り行うとともに先生の徳を永遠に讃えたのである。

その碑文は次の通りである。

（正面）

韓國統監府營林廠技師 手塚長十君之墓

(裏面)

柯亭手塚長十君、明治三四年四月、木曽山林学校に就職す。

偶当校開設の時、百事草創、校務極めて多く、端に君、鞠躬奮励し、能く其の任を尽くし、職に在ること五年の間、終始一日の如く、懇々切々と能く、諸受教者を導き、実に二百三十余人の多きに達し、皆勲徳仰風なり。三十八年十一月韓国恵山鎮木材廠に転任し、爾後専ら鴨緑江畔の森林業に従事す。不幸にして病を獲て、四拾年十一月二三日遂に逝く。嗚呼哀しい哉。天何ぞ若人を奪うことの速やかなるや。温乎にして其の容藹にして、その言の恍の如きは、猶ほ目前にあるがごときなり。今、

茲に吾儕旧友及び君の教え受くる者百有余人、胥謀りて一碑を君の墓畔に建ちて、以て追慕の意を表して云ふなり。

(右側面)

明治四十一年八月

代表者

(碑文は漢文)

このように、その生前の功績の第一に愛林の思想のもと、山林学校設立の提唱、本校設立、運営をあげた。

教え子の一人、輪湖正由（1回）は「あれは晚秋のよく晴れた日であったが、柿の木に三ツ四ツ熟した柿が残っているのを見て、『どうだお前達も最後までしつかりつかまつて人生を努力して送れ』と励まされた」という。いつまでも教え子の心に生きる先生であり、本校創設の大恩人である。

帝室林野管理局技師正六位 松田力熊
木曽山林学校教諭正八位 米山太郎吉
木曽山林学校教諭 林 重郎

(付記)

また、友人岸田吼禪は先生の逝去を悼み、『信濃日報』紙に「斯の友逝く」（明治四十年十二月四日）と題して、その意を表明した。

手塚先生の足跡調査については、ご子孫の手塚和平子氏、輪湖正由氏の次女の輪湖美津子氏、二木重光元本校々長らのご協力を得た。感謝申し上げたい。

千山万嶽重圍の内に在つて、愛林の思想に乏く、營林の急務を無視せる県下の同胞に向つて、其思想を鼓吹し、其急務を知らしむべく、満腔の熱血を濺で東奔西走、我が林業界の為め大に其力を盡し、殊に木曽山林學校設立に就ては、全く其提唱者たり経営者たり建設者たりし、吾が友手塚長十君は、襄に統監府營林廠の切なる招聘に應じ、因縁淺からざるソガ講堂に教鞭を抛つて彼の蘇峠を辭せんとする時、別を余に傳曰く「今や山林學校の設備全く成る、之れを後繼者の手に委するも、何等遺憾あるなし」（以下、略）

③草創期の先生方

草創期、松田・手塚両先生を先頭に多くの先生方が本校の礎づくりにご尽力いただいた。

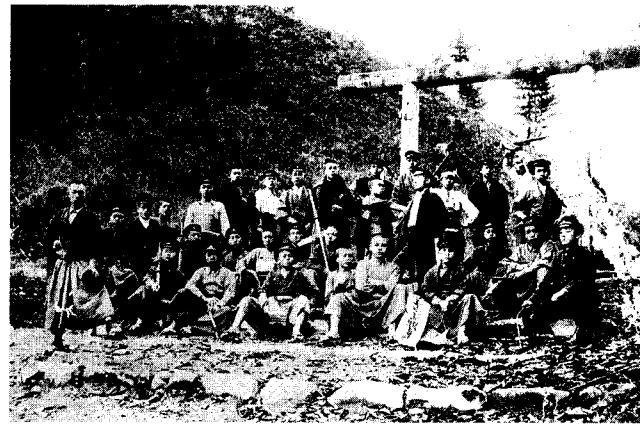
まず浮田吉太郎先生は、農事巡回教師として西筑摩郡におり、手塚先生と共に、本校創設に立ち会つた先生である。

百瀬重四郎先生は、本校に四年間勤務の後、佐久郡立乙種農業学校（現、臼田高校）の初代校長として招かれた方である。郡立の經營苦しき事務方を支えたのが書記の安井正夫先生である。先生は、奈川村長、福島町議などをされた地元の実力者で、明治三三年の大日本山林会静岡大会に出席した一人でもある。

伊藤門次教諭のドイツ留学は序章で述べた。

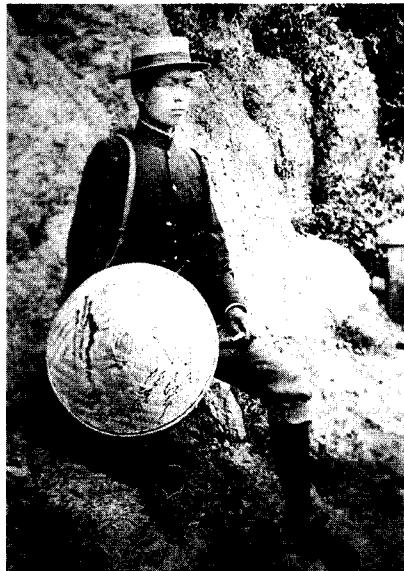
さらに本校のさらなる飛躍を指導したのが、第二代校長江畑猷之允先生であるが、先生については次章で述べたい。

明治期の学校生活



写2-29 第1回撃剣会員一同 明治35年天長節撮影

(中村勇氏蔵)



写2-30 当時の旅装 輪湖正由

(1回) (輪湖美津子氏蔵)



写2-31 校門前にて 明治37年1月29日

(林久氏・中村勇氏蔵)

